

第 3 期「あまがさきし地域福祉計画」の
点検・評価について


【平成 30 年度実績】

令和 2 年 2 月

福祉課

-目次-

計画の進行管理と評価	P. 1
1 計画の進行管理と評価	P. 2
2 取り組みを進めるための視点	P. 3
3 施策の展開方向と取り組み・方向性	P. 4
4 各目標の進捗を図る指標	P. 6
5 点検・評価シートの見方	P. 8
点検・評価シート	P. 11
基本目標 1 「支え合い」を育む人づくり	
展開方向 1 福祉学習の推進	P. 12
展開方向 2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	P. 14
展開方向 3 地域福祉活動を支援する人材の育成	P. 16
基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	
展開方向 1 地域を支えるネットワークづくり	P. 18
展開方向 2 地域での見守り、支え合いの充実	P. 20
展開方向 3 多様な手法による地域福祉活動の推進	P. 22
展開方向 4 社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進	P. 24
基本目標 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	
展開方向 1 包括的・総合的な相談支援体制の充実	P. 26
展開方向 2 権利擁護の推進	P. 30
展開方向 3 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	P. 32
展開方向 4 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進	P. 34
展開方向 5 安全・安心に暮らせる環境整備	P. 36
参考資料 関連事業一覧	P. 39



計画の進行管理
と評価

1 計画の進行管理と評価

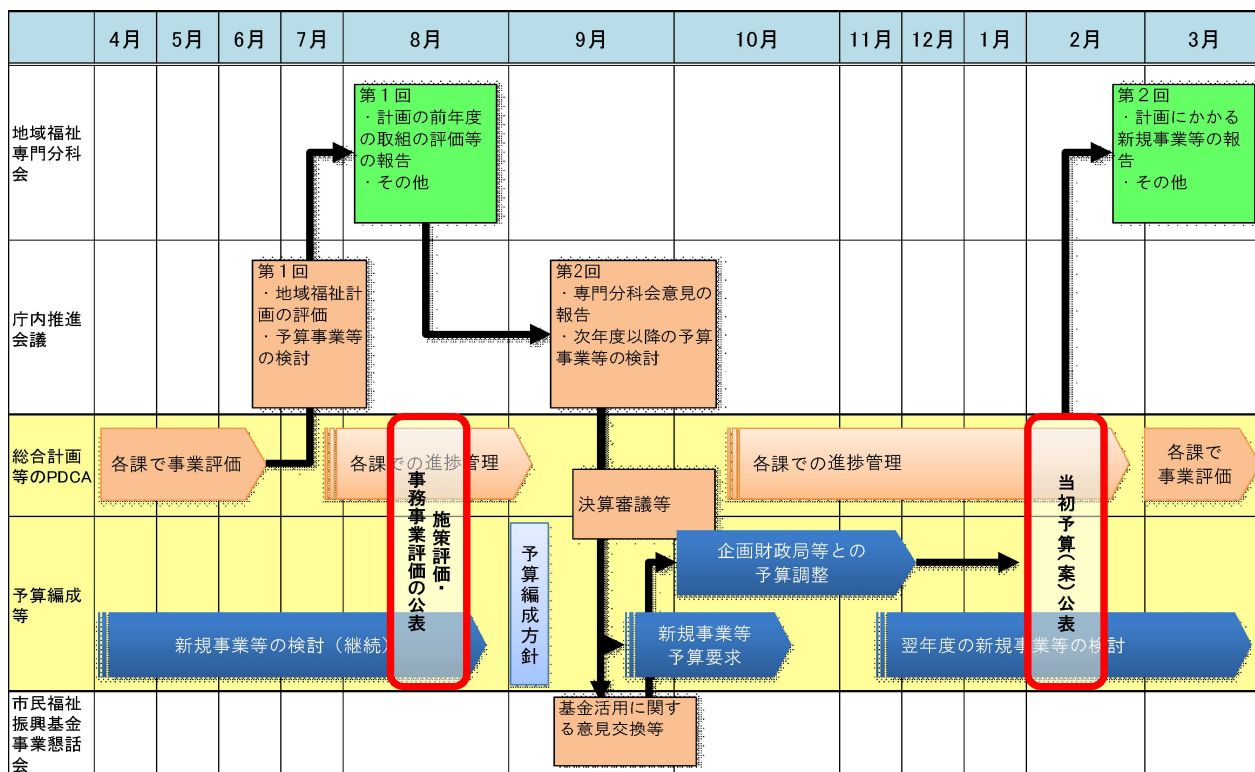
地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。

あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第3期計画期間中に実施します。

また、自治のまちづくりに向けて、地域における住民自治を支えるための地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員の配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討が行われる「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

なお、国では、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実（福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるなど）をはじめとした地域課題の解決力を強化する取り組みを進めようとしています。そのため、今後、必要に応じて計画改定や推進体制の充実についても検討を行います。

第3期「あまがさきし地域福祉計画」の進捗管理の流れ(平成30年度以降)



2 取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第3期計画では、尼崎市民の福祉に関する条例及び尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基にした次の視点を踏まえ、取り組みを進めます。

また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

○ 市民（当事者）主体の視点

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。

尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

○ 情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。

また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

○ 総合化・効率化の視点

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。

また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

○ 予防と早期把握の視点

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。

また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

3 施策の展開方向と取り組み・方向性

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合的・効率化	予防・早期把握
1「支え合いを育む人づくり	(1)福祉学習の推進	P 56	○地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	○			○
			○交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	○			
			○子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	○	○		
			○次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。	○			
			○「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	○		○	
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	P 58	○インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	○	○		
			○若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。	○	○	○	
			○「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	○		○	○
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成	P 60	○地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	○	○	○	○
○引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。				○	○	○	
○各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。				○	○		
○市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。				○	○	○	
2多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	P 62	○地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。	○	○	○	○
			○身近な生活圏で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	○	○		○
			○地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。	○	○	○	○
			○6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する(仮称)地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。	○	○	○	○
			○全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する(仮称)地域福祉推進協議会を設置する。		○	○	○
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	P 66	○訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。	○			○
			○子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。	○			○
			○地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。	○		○	○
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	P 68	○ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の情報提供を充実させる。		○	○	
			○活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。	○	○	○	
			○地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	○	○		○
			○先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。		○		
(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進	P 70	○市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。	○				
		○ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。		○			
		○社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。		○	○		
		○社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。		○			
			○社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。		○	○	
			○社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。		○	○	

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
3 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり	(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実	P 72	○市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。		○		
			○「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。		○	○	
			○各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。		○	○	○
			○市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。			○	○
			○関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。		○	○	○
(2)権利擁護の推進	P 75	○「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。		○	○	○	
		○福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。		○	○	○	
		○設置予定の子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。		○	○	○	
		○専門機関の支援終了後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	○	○	○	○	
		○虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。	○	○			
(3)適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	P 77	○(仮称)保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。			○		
		○福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。				○	
		○関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。		○	○	○	
		○障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。	○	○		○	
		○市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。				○	
(4)要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	P 79	○適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。			○	○	
		○意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。		○		○	
		○障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	○	○		○	
		○地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。	○	○	○	○	
		○将来的な取り組みとしてICT(情報通信技術)を活用して様々な情報を関係機関間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。		○	○	○	
(5)安全・安心に暮らせる環境整備	P 81	○避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	○			○	
		○尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	○			○	
		○社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。		○		○	
		○災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。	○			○	
		○高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	○	○		○	
○普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。	○			○			
○防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。				○			
○住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。				○			

※ 4つの視点は全ての取り組みの基本となりますが、そのうち「これからの取り組み・方向性」において、特に重視していく視点に“○”を記載しています。

4 各目標の進捗を図る指標

目標	展開方向	評価指標	基準値 (※3)	目指す 方向	
1		「支え合い」を育む人づくり			
		(1)福祉学習の推進			
		①ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1%	↗	
		【指標の考え方】 市民のボランティア活動等に興味をもつ意識の醸成を評価するため、アンケート調査(※1)において、市民がボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。			
		②みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	—	↗	
		【指標の考え方】 みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組みます。			
		(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援			
		①ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1%	↗	
		【指標の考え方】 地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査(※1)において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やします。			
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	↗	
		【指標の考え方】 地域活動に取り組みようとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。			
		(3)地域福祉活動を支援する人材の育成			
		民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員	15.8%	↗
			福祉事業者	18.4%	↗
		【指標の考え方】 地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査(※1)において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やします。			
2		多様な主体の参画と協働による地域づくり			
		(1)地域を支えるネットワークづくり			
		(仮称)地域福祉ネットワーク会議の設置数	—	↗	
		【指標の考え方】 地域のネットワークの構築に向けて6地区での(仮称)地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組みます。			
		(2)地域での見守り、支え合いの充実			
		①担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0%	↗	
		【指標の考え方】 地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査(※1)において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やします。			
		②高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	—	↗	
		【指標の考え方】 高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組みます。			
		③食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数(※2)	5か所	↗	
		【指標の考え方】 食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組みます。			
		④孤立感を感じている市民の割合	35.9%	↘	
		【指標の考え方】 様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らします。			
		(3)多様な手法による地域福祉活動の推進			
		①小地域福祉活動実施団体数(延べ)	658件	↗	
		【指標の考え方】 地域福祉活動の広がりを評価するために、小地域福祉活動の実施団体数を増やします。			
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	↗	
		【指標の考え方】 地域活動に取り組みようとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。			
		③ソーシャルビジネスの支援数	—	↗	
		【指標の考え方】 ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やします。			
		(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進			
		地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2%	↗	
		【指標の考え方】 福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査(※1)において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やします。			

※1 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目による。 ※2 子育て政策課把握数

※3 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

目標	展開方向	評価指標	基準値(※3)	目指す方向
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり				
(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実				
		①困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7%	↘
【指標の考え方】 市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査(※1)において、市民が困りごとがあった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合を減らします。				
		②自立相談支援窓口で相談した市民の割合	0.015%	↗
【指標の考え方】 早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(平成27年4月開設)に相談に来所した市民の割合を増やします。				
(2)権利擁護の推進				
		成年後見制度利用支援事業の利用者数	51人	↗
【指標の考え方】 権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やします。				
(3)適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進				
		①福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8%	↗
【指標の考え方】 福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができていどうかを評価するために、アンケート調査(※1)において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やします。				
		②意思疎通支援事業の利用者数	81人	↗
【指標の考え方】 課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やします。				
(4)要配慮者(災害時要援護者)支援の推進				
		①地域にお住まいの要配慮者(災害時要援護者)の避難支援のために日頃から「取り組んでいる(取り組もうとしている)」と答えた市民等の割合	市民	22.2%
			民生児童委員	82.1%
			福祉事業者	75.2%
【指標の考え方】 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進を評価するため、アンケート調査(※1)において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者(災害時要援護者)の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。				
		②要配慮者(災害時要援護者)支援協力団体数	—	↗
【指標の考え方】 避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やします。				
(5)安全・安心に暮らせる環境整備				
		日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8%	↗
【指標の考え方】 安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やします。				

※1 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目による。

※3 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

5 点検・評価シートの見方

第3期地域福祉計画の基本理念達成のために設定した3つの基本目標になります。

基本目標1 支え合いを育む人づくり

評価指標		基準値		
		方向性		
1	ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1	%	↑
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51	団体	↑

主要事業の取組内容と実績等 (D O)	取組・方向性① (Plan)	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。
	関連主要事業	(1)市民活動情報発信の取組 (1)インターネット上で市民活動の取組情報は、イベントの掲載事業数は、学びの場や、学んでいる人、学んだまちの学びの情報を一元化した。また、(2)この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。(H30:みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13) (2)子どもから大人までを対象とした、幅広い身近な学びの情報だけでなく、学んだことや得意なことを活かせる場が掲載されている年2回発行の尼崎の「学び」の情報を集めたフリーペーパーをHPに掲載し情報発信を行った。また、「子育てコミュニティワーカー日記」を通じて、市の子育てコミュニティワーカーが様々な地域の子ども・子育て支援活動団体の取組内容についての情報発信を行った。

計画の基本目標の進捗を図る指標になります。基準値は「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とし、目指す方向を矢印で示しています。

基本目標の展開方向にある取組内容と実績等になります。

取組・方向性 (Plan) に基づく平成30年度の関連主要事業の取組内容・実績等 (Do) を記載しています。

学校協働本部と連携した、小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等が行われた。(市社協主催講座等開催数、参加者数H29:178回/3,294人、H30:160回/3,490人(延べ参加人数))

取組・方向性	主な活動指標	基準値			実績値					
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,685			
	考え方	市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす								
②	市社協ボランティアセンター講座開催数	↑	H28	49	回	44	31			
	考え方	市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす								
③	(評価指標2を参照)									
	考え方									
④	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	H29	315	人	315	510			
	考え方	高齢者を支える担い手の確保								
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の基本理念の実現に向けて、基本目標ごとに位置づけられた施策の展開方向の取り組み・方向性の進捗を図る活動指標となります。

基準値は、計画の策定年度である平成28年度を基本とし、それ以外は平成29年度の値を記載しています。

また、各指標の目指す方向を矢印で示すとともに、実績値の推移や指標に関する考え方を記載しています。

基本目標ごとに設定された施策の展開方向を記載しています、展開方向は全部で12方向あり、この展開方向ごとに点検・評価シートを作成しています。

展開方向2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
-	-				地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。	—
53	49				地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。	55

取組・方向性③ (Plan)	市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。
関連主要事業	(1)あまがさきチャレンジまちづくり事業 (2)地域福祉推進事業 【新】 (3)支え合いの人づくり支援事業

(1)地域の課題解決に取り組む活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、事業全体の申請団体数は平成29年度と比べ減少したものの、高校生グループからの申請件数が4件増加するなど、若い世代が地域への関心、興味を持つ一助となった。
 (3)「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用し、10校13グループ350人の高校生、大学生が市民活動団体等と協働して、子どもや高齢者の居場所づくり、災害時要援護者支援等の福祉課題の解決に取り組んだ。参加した学生・生徒からは、地域ニーズと向き合い活動することで「自分たちができることは何か」を考えるきっかけとなったといった意見があったほか、学生と地域団体との継続的な関わりがもたれた。

取組・方向性④ (Plan)	平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むと計画の取り組みを進めるための4つの視点(①市民(当事者)主体の視点 ②情報共有と参画・協働の視点 ③総合化・効率化の視点 ④予防と早期把握の視点)を踏まえた展開方向ごとの点検・評価(Check)を記載しています。
関連主要事業	

(1)(2)市社協が各支部の修了者(活動指標④)等の中で、地域福祉活動を希望する人を登録し、希望する地域福祉活動のマッチングを進めた。(「むすぶ」新規登録者数 H29:177人 H30:81人)

計画の評価	①多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動に繋げていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的、実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場を増やすとともに、学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。 ③高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となっている。
-------	---

今後の取り組み	①②身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと効果的な情報発信について検討を進める。 ③学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、市ホームページやFMあいあいを活用した学生等の取組の情報発信を行うほか、市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して地域の福祉課題や協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。また、新たな担い手づくりに向けて、市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、様々な学びの場の参加者等が活動に結び付くための仕組みを検討する。 ④引き続き、市社協と連携し、地域福祉活動に関心の高いと考えらえる尼崎市生活支援サポーター要請講座修了者等に対し、ささえあい地域活動支援センター
---------	--

基本目標の展開方向ごとの今後の取組方向(Act)となります。

委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 社会保障審議会地域福祉専門分科会委員からいただいた意見等を記載します。 また、いただいたご意見についても、あまがさきし地域福祉計画庁内推進会議において、関係所管課に提示する予定です。(現在は、昨年度いただいた意見を記載しています。)
-------	---



点検・評価シート

基本目標 1 支え合いを育む人づくり

評価指標		基準値		
				方向性
1	ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1	%	↑
2	みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	—		↑

主要事業の取組内容と実績等（D.C.）	取組・方向性① (Plan)	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)人権啓発活動事業、(3)家庭・地域教育推進事業、(4)人権啓発事業、(5)企業内人権研修推進事業 (6)市民参加・交流・連携推進事業
	<p>(1)社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務が、地域の集まり等において地域課題に関する啓発を行ったほか、地域福祉活動の理解促進に向けた講座等を開催した。（活動指標①）</p> <p>(2)人権啓発資料の幼小中高校等及び各施設への配布を行い市民の人権意識の高揚と定着を図った。また、人権問題を正しく認識するために積極的に取り組もうとする市民グループに委託し、人権教育を推進するための学習事業を展開する人権教育小集団学習会を通じて各校園のPTAを中心に人権学習を行った。（H29:415回、H30:354回）</p> <p>(3)家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭教育を支援する講座や、世代を超えた交流の場の提供等を行うとともに、家庭を支える地域づくりを進める講座を実施した。</p> <p>(4)同和問題や今日の様々な人権問題について、各地域総合センター等で講演会を実施し人権意識の高揚を図った。また地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、「じんけん啓発推進員だより」を作成し、人権啓発推進員の活動をアピールするとともに、様々な人権課題をテーマに研修を行い、人権に関する知識関心を高めた。</p> <p>(5)研修後のアンケートでは研修内容に対する満足度は高い傾向にあるものの、受託者である企業人権・同和教育合同研究会の会員企業数に対して、十数パーセントの受講率であり、低いものとなっている。受講者が参加しやすい日程に研修を実施することや企業側で受講しやすい環境を整備するなど改善の余地がある。加えて、今話題になっている人権問題をテーマにすることにより受講意欲を高めるなど、受講者増に努める。</p> <p>(6)障害者の生きがいの醸成と社会参加を促進するとともに、共生社会の実現に向けて公民館において障害者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等で交流する講座等を開催した。（受講者数 H30:11,185人）</p>	
	取組・方向性② (Plan)	交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取組を進める。
関連主要事業	(1)みんなの尼崎大学事業 (2)親子ボランティア体験学習事業、(3)生涯学習推進事業、(4)社会教育・地域力創生事業	
<p>(1)まちの人たちが知識や経験を教え学び合うイベントである「みんなのサマーセミナー」では、300超の講座に過去最大の延べ6,000人が参加し、市民等が知識や経験を教え学び合うことができた。また、学びに関する相談等に対して参加者同士がアイデアを出し合う「学生相談室」の実施を、夜間から丸一日に拡大したことで、それまで参加できなかった層の参加が得られ、より多くの方のまちづくりへの参加をサポートできた。</p> <p>(2)「親子de手話学習体験」の参加者に、学習成果を社会貢献に活かせるよう、市内の手話サークルやボランティアイベント等を紹介することで、参加者の学習意欲の向上及び活動に繋がった。</p> <p>(3)市内在住・在勤の外国人が、地域住民として支障なく社会生活を営み、地域社会に参加できるよう、多くの市民ボランティアが中心となって日本語よみかき学級を運営しており、受講者は年々増加傾向にある。（受講者数 H29:4,772人、H30:5,078人）</p> <p>(4)多様化する地域課題や現代社会の問題などに焦点をあてた講座等を実施し、地域に内在する課題に気づききっかけを与え地域で主体的な活動を行う人材の育成を図った。（H29:127講座 233回 9,689人、H30:97講座 154回 7,852人）</p>		

取組・方向性	主な活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	地域福祉活動の理解促進に向けた講座等数（延べ）	↑	H29	176	回	178	160			
	考え方	地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が市民に対して行った講座等の開催数を増やす								
②	みんなのサマーセミナー延べ参加者数	↑	H29	5,300	人	5,300	6,000			
	考え方	市民との協働事業である「みんなのサマーセミナー」の延べ参加者数を増やす								
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18	30			
	考え方	市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす								
④	あまらぶジュニアコース申請団体数	↑	H28	2	件	3	7			
	考え方	高校生の地域活動への参加のきっかけになるよう、申請団体数を増やす								
⑤	みんなの尼崎大学学びの検索サイト「ささえあい分野」の登録講座数	↑	H29	19	件	19	24			
	考え方	平成29年度から実施したみんなの尼崎大学学びの検索サイトにおいて、「ささえあい分野」の登録講座を増やす								
	考え方									

展開方向 1		福祉学習の推進					
実績値					説明等	施策評価の目標値 (R4)	
H29	H30	R1	R2	R3			
—	—				市民のボランティア活動等に興味を持つ意識の醸成を評価するためアンケート調査でボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。	—	
351	137				みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組む。	720	
取組・方向性③ (Plan)	学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。						
関連主要事業	(1)学社連携推進事業 (2)トライやる・ウィーク推進事業 (3)ティーンズミーティング事業						
<p>(1)市民の学習・活動の成果を子どもの成長支援・学校教育への支援・地域づくりに活かせる機会の創出を図ることを目的として、学校の求めと地域の力をマッチングし、より効果的な学校支援が行えるよう推進員（コーディネーター）を配置し、地域学校協働本部（地域と学校が協働する体制）の設置を進めた。（活動指標③）</p> <p>(2)5日間の職場体験活動や文化・芸術創作体験活動などに取り組むトライやる・ウィークを通じて、子どもが地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み「生きる力」の育成に取り組んだ。【参加生徒数（満足度） H29:3,092人（89%） H30:3,097人（80%）】</p> <p>(3)子どもの思いや考えを聴き、子どもの声をワークショップ等を通じ地域住民等に伝えることで、子どもと地域の関わりを深めていく取り組みを進めた。</p>							
取組・方向性④ (Plan)	地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進する。						
関連主要事業	(1)社会福祉関係団体補助金 (2)あまがさきチャレンジまちづくり事業 【新】(3)支え合いの人づくり支援事業						
<p>(1)市社協の活動を補助することで、将来の担い手育成を目的として、地域学校協働本部と連携した小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等が行われた。</p> <p>(2)住民の自主的な活動を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」のうち、あまらぶチャレンジ事業（あまらぶジュニアコース）については、高校生グループの申請件数が平成29年度と比べ4件増加するなど、若い世代が地域への関心、興味をもつ一助となった。（活動指標④）</p> <p>(3)高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働するための活動経費を補助することで、10校13グループの高校生、大学生が市民活動団体と協働して、子どもや高齢者の居場所づくり、災害時要援護者等の福祉課題の解決に取り組んだ。</p>							
取組・方向性⑤ (Plan)	みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。						
関連主要事業	【新】(1)支え合いの人づくり支援事業 (2)みんなの尼崎大学事業						
<p>(1)公民館等が市民活動団体と協働し、地域課題に対応した学びの場としての、子ども食堂実施団体の課題や資源等を共有するための支援関係者向け研修会や子ども食堂づくりに向けた多世代交流型の料理教室等が行われた。（活動指標⑤）</p> <p>(2)まちの人たちが知識や経験を教え学び合うイベントである「みんなのサマーセミナー」を開催し、300超の講座に延べ6,000人が参加し、市民等が知識や経験を教え学び合うことができた。</p>							
（C） 計 画 の e c c 価 値	<p>①②⑤多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動につなげていくためには、より身近な地域で市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的・実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場や、効果的な周知が課題となる。</p> <p>③④若い世代と地域活動との協働体験を充実させるために、高校・大学への事業周知とともに、高校生・大学生が興味・関心をもち主体的に取り組める仕組みづくりが課題となっている。</p>						
今 後 （ A 取 組 み）	<p>①②⑤身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと情報発信を進める。</p> <p>③④学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、市ホームページやFMあいあいを活用した学生等の取組の情報発信を行うほか、市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して地域の福祉課題や協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。</p>						
委員 の 意 見							

基本目標 1 支え合いを育む人づくり

評価指標		基準値		
		方向性		
1	ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1	%	↑
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51	団体	↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。
	関連主要事業	(1)市民活動情報発信事業、(2)市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などでの情報発信
	<p>(1)インターネット上で市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行う市民活動の広場あまがさきの平均月間アクセス数は、イベントの掲載事業数が減少したことなどにより、平成29年度と比較すると平均月間アクセス数は減少した。（活動指標①）</p> <p>(2)学びの場や、学んでいる人、活動が連携するためのプラットフォームとしての「みんなの尼崎大学」の取組として、平成28年度から始めたまちの学びの情報を一元化し、分野や段階で情報が検索できる「学びの検索サイト」では、月間平均アクセス件数が約4,000件となった。</p> <p>(2)この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。（H30:みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13）</p> <p>(2)子どもから大人までを対象とした、幅広い身近な学びの情報だけでなく、学んだことや得意なことを活かせる場が掲載されている年2回発行の尼崎の「学び」の情報を集めたフリーペーパーをHPに掲載し情報発信を行った。また、「子育てコミュニティワーカー日記」を通じて、市の子育てコミュニティワーカーが様々な地域の子ども・子育て支援活動団体の取組内容についての情報発信を行った。</p>	
	取組・方向性② (Plan)	高校生などの若い世代を対象にボランティア講座等を開催し、その参加者がボランティア講座の企画、運営に参加するなど成果があらわれている。この企画等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援する。
関連主要事業	(1)社会福祉関係団体補助金	
<p>(1)市社協の活動を補助することで、将来の担い手育成を目的として、地域学校協働本部と連携した、小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等が行われた。（市社協主催講座等開催数、参加者数H29：178回/3,294人、H30：160回/3,490人（延べ参加人数））</p>		

取組・方向性	主な活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,685			
	考え方	市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす								
②	市社協ボランティアセンター講座開催数	↑	H28	49	回	44	31			
	考え方	市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす								
③	(評価指標2を参照)									
	考え方									
④	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	H29	315	人	315	510			
	考え方	高齢者を支える担い手の裾野の拡大に向けて生活支援サポーター養成研修の修了者数を増やす								
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向 2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

実績値					説明等	施策評価の目標値 (R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
-	-				地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。	—
53	49				地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。	55

取組・方向性③ (Plan)	市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。
関連主要事業	(1)あまがさきチャレンジまちづくり事業 (2)地域福祉推進事業 【新】(3)支え合いの人づくり支援事業
	(1)地域の課題解決に取り組む活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、事業全体の申請団体数は平成29年度と比べ減少したものの、高校生グループからの申請件数が4件増加するなど、若い世代が地域への関心、興味を持つ一助となった。 (3)「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用し、10校13グループ350人の高校生、大学生が市民活動団体等と協働して、子どもや高齢者の居場所づくり、災害時要援護者支援等の福祉課題の解決に取り組んだ。参加した学生・生徒からは、地域ニーズと向き合い活動することで「自分たちができることは何か」を考えるきっかけとなったといった意見があったほか、学生と地域団体との継続的な関わりがもたれた。
取組・方向性④ (Plan)	平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むとともに、「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。
関連主要事業	(1)生活支援サポーター養成事業、(2)社会福祉関係団体補助金
	(1)(2)市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、ボランティア講座の受講者や尼崎市生活支援サポーター要請講座の修了者（活動指標④）等の中で、地域福祉活動を希望する人を登録し、希望する地域福祉活動のマッチングを進めた。（「むすぶ」新規登録者数 H29:177人 H30:81人）

(C h e c k)	①②多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動に繋げていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的、実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場を増やすとともに、学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。 ③高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となっている。
今後の 取組 み (A c t)	①②身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと効果的な情報発信について検討を進める。 ③学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、市ホームページやFMあいあいを活用した学生等の取組の情報発信を行うほか、市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して地域の福祉課題や協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。また、新たな担い手づくりに向けて、市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、様々な学びの場の参加者等が活動に結び付くための仕組みを検討する。 ④引き続き、市社協と連携し、地域福祉活動に関心の高いと考えらえる尼崎市生活支援サポーター要請講座修了者等に対し、ささえあい地域活動支援センター「むすぶ」への登録とともに地域福祉活動への参画を促していく。
委員 の 意 見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。

基本目標 1 支え合いを育む人づくり

評価指標		基準値			方向性
1	民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員	15.8	%	↑
		福祉事業者	18.4	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（D.O.）	取組・方向性① (Plan)	地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
	(1)市社協のアドバイザーとしての学識経験者を配置する経費とともに、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対応するための専門性の向上に向けた支援を行った。（活動指標①）	
	取組・方向性② (Plan)	各団体との連携に取り組むNPO法人等の取り組みに対する支援について検討を行う。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
(1)民間企業に対し、企業の専門的な知識・経験等を活かして、地域の課題である「要援護者の熱中症対策」や「高齢者の見守り」等を、地域団体をつなぐことで、民間企業と地域団体が協働して取組を行うよう働きかけを行った。また、子ども食堂等の地域活動に、高校生・大学生が参画できるよう実施主体であるNPO法人等に働きかけたことで、地域課題の解決に向け、多様な主体による協働の取組が行われた。		

取組・方向性	活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	地域福祉活動専門員等の研修参加回数	→	H29	282	回	282	200			
	考え方	地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上のため、研修への参加を継続し専門性を確保する。								
②	(活動指標なし)									
	考え方									
③	自治のまちづくり条例に係る職員研修の受講者数	→	H29	453	人	453	504			
	考え方	自治まちづくりに必要な職員の役割について、理解を深めるため、継続的に職員研修を実施する。								
④	(活動指標なし)									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向3 地域福祉活動を支援する人材の育成

実績値					説明等	施策評価の 目標値 (R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
-	-				地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やす。	-
-	-					

取組・方向性③ (Plan)	窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。
関連主要事業	(1)自治のまちづくり条例推進事業 (2)みんなの尼崎大学事業費 (3)地域福祉推進事業
<p>(1)まちづくりに関わる市民・事業者・行政の基本的な役割を規定した「尼崎市自治のまちづくり条例」をツールとして、自治のまちづくりに必要な職員の役割（職員が市民とともに考え、行動しながら必要な姿勢や能力を磨き、まちづくりに関わる主体の間をつないでいくなど）について理解を深めるため、役職に応じた職員研修を行った。（新採職員研修142人、3年目職員研修102人、新任役職者研修85人、地域振興体制の再構築に関する研修175人）（活動指標③）</p> <p>(2)地域振興に取り組む目的等を庁内組織及び職員間で共有するため、「平成31年度尼崎市生涯、学習！推進指針」を策定した新規採用や3年目の職員に必須で、職員が地域で活動している人や団体と出会う研修を実施し、まちに出て市民とともに活動する職員の増加に努めた。また、市民との対話に必要なスキルを学ぶ「ファシリテーション研修」を開催し、延べ104名の受講者のうちから、「学生相談室」（学びに関する相談等に対して参加者同士がアイデアを出し合う場）でファシリテートの補助をするものがいたなど、実践につながる事例が生まれた。</p> <p>(3)課題を抱えた市民の早期把握と支援を目的に、南部・北部保健福祉センターや地域振興センター等の職員に対し、地域で課題を抱えた市民に寄り添い、支援を行う市社協や民生児童委員、保護司活動の研修を実施した。</p>	
取組・方向性④ (Plan)	多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)生活支援サービス体制整備事業 (3)地域社会の子育て機能向上支援事業
<p>(1)(2)高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とし、6地区に設置した地域福祉ネットワーク会議では、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）と地域包括支援センターを中心として、地域の特性に応じた多様な活動主体が参画し、ひきこもりや要配慮者（災害時要援護者）支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われ、地域住民と支援関係者の顔の見える関係が作られた。</p> <p>(3)市民、学校関係者、子育て支援者等がヤングケアラー（家族の介護等を大人に代わり担う子ども）への支援を考え、協働するきっかけ作りとして、先進的な支援が行われているイギリスの支援団体を招いた講演会を開催した。</p>	

（計画の評価）	<p>①社会経済情勢の変化により、多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の専門性の向上が必要となる。</p> <p>②NPO法人等の活動把握とともに、地域活動とのコーディネート仕組みづくりが課題である。</p> <p>③市職員一人ひとりが自治のまちづくりに必要な役割を理解することは地域福祉推進にとっても必要なことであり、引き続き、研修の実施が必要となる。また、社会的孤立等により市民の抱える様々な課題が深刻化する前の早期把握や支援に向けて、市職員が様々な支援関係者と連携して取り組むための意識を高める必要がある。</p> <p>④地域福祉ネットワーク会議が高齢者支援だけでなく子ども・子育て支援、障害者支援などの幅広い地域の福祉課題を話し合う場として機能するよう、市社協と連携し、参加団体等への働きかけが必要となる。</p>
今後への取り組み	<p>①引き続き、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の専門性の向上に向けた支援を行う。</p> <p>②NPO法人等の活動内容を把握するとともに、必要な支援についてNPO法人等と協議を行う。</p> <p>③引き続き、市民活動や協働等をテーマとした職員研修の実施に取り組むほか、南北保健福祉センター職員等に対し、地域の支援者や関係機関と協働するためのワークショップの開催など、相互理解を図るための研修を実施する。</p> <p>④各地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。</p>
委員の意見	

基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

評価指標		基準値		
		方向性		
1	地域福祉ネットワーク会議の設置数	-		↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)生活支援サービス体制整備事業
	(1)(2)市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が、地域の福祉課題解決のために、地域の社会資源を把握するとともに、課題解決に向けたNPO、福祉事業者、当事者団体、地縁団体、民間事業者、PTA、教育機関等との連携を進めた。（活動指標①）	
	取組・方向性② (Plan)	引き続き、身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)地域社会の子育て機能支援事業	
(1)(2)住民主体の様々な地域活動の中で、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子育てコミュニティワーカーが地域の福祉課題を共有したことで、子どもや高齢者の居場所づくりなどの活動につながった。（活動指標②）		

取組・方向性	活動指標	方向	基準値			実績値				
			年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	地域福祉活動専門員が参加した会議数	→	H29	863	回	863	771			
	考え方	地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が参加した地域の会議数を増やす								
②	高齢者等見守り及び高齢者ふれあいサロン実施数	↑	H28	111	団体	139	150			
	考え方	高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数の合計を増やす								
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18	30			
	考え方	市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす								
④	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49	89			
	考え方	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす								
⑤	指標なし									
	考え方									
	考え方									

展開方向1 地域を支えるネットワークづくり

実績値					説明等	施策評価の 目標値 (R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
6	6				地域のネットワークの構築に向けて6地区での地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。	—

取組・方向性③ (Plan) 地域の人々の学びやスキルを發揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。

関連主要事業 (1)学社連携推進事業

(1)市民の学習・活動の成果を子どもの成長支援・学校教育への支援・地域づくりに活かせる機会の創出を図ることを目的として、学校の求めと地域の力をマッチングし、より効果的な学校支援が行えるよう推進員（コーディネーター）を配置し、地域学校協働本部（地域と学校が協働する体制）の設置を進めた。（活動指標③）
また、地域と学校が協働する体制づくりに向けて、学校管理職等を対象に研修会を開催したほか、6地区それぞれで、コーディネーター、学校管理職、地域振興センター職員等を対象に交流会を開催し、制度趣旨に沿った活動の展開につなげた。加えて、制度の理解を深めるため、教職員用の手引きやコーディネーター向けのハンドブックを作成した。

取組・方向性④ (Plan) 地域住民と各専門機関、事業所などがともに課題を共有し、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体を基盤とした地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。

関連主要事業 (1)地域福祉推進事業 (2)生活支援サービス体制整備事業

(1)(2)高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤として6地区に設置した地域福祉ネットワーク会議で、地域の特性に応じた多様な活動主体が参画し、ひきこもりや要配慮者（災害時要援護者）支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われ、地域住民と支援関係者の顔の見える関係が作られた。（活動指標④）
また、地域福祉ネットワーク会議の活性化に向けた、会議間の情報交換及び各地区における今後の取組の方向性等を協議するための連絡会を行った。

取組・方向性⑤ (Plan) 地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題を全市的に共有し、課題に対応した新たな施策等を協議する場として地域福祉推進協議会を設置する。

関連主要事業 (1)生活困窮者自立相談支援事業 (2)地域福祉推進事業

(1)(2)地域福祉計画に基づき、地域の幅広い福祉課題等を把握し、必要な施策等の検討を行うために、生活困窮者自立支援制度推進協議会を基盤とし、子ども・子育て、医療介護等の分野の委員を加えた地域福祉推進協議会を設置した。

（計画のレビュー）
①②計画に定められた各圏域（①社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域、②小学校区圏域、③6地区圏域、④尼崎市全域）ごとに話し合いの場づくりが進められているが、地域の福祉課題を共有するためには、身近な話し合いの場のさらなる充実が必要である。
③地域学校協働本部の取組を学校管理職にとどまらず、教職員への浸透を図る必要がある。また、多様な地域人材の参画に結びつくよう、制度趣旨や取組の有効性等について、地域住民にも広く周知していくことが必要である。
④地域福祉ネットワーク会議が高齢者支援だけでなく、子ども・子育て支援、障害者支援などの幅広い地域の福祉課題を話し合う場として機能するよう、市社協と連携し参加団体等への働きかけが必要となる。

今後の取り組み
①②市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、住民の様々な集まりにおいて、学びを通じて身近な地域の福祉課題が話し合われるよう働きかけを行う。
③地域学校協働本部の実施校の拡充を進めるとともに、地域学校協働活動の制度趣旨、教育活動への有効性等について、教職員、地域住民への周知に努める。
④⑤各地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進めるとともに、地域福祉ネットワーク会議で話し合われた内容の共有や、市全体の課題把握、必要な施策等について地域福祉推進協議会で検討を行う。

委員の意見

基本目標 2 多様な主体と協働による地域づくり

評価指標		基準値		
				方向性
1	担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0	%	↑
2	高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	—		↑
3	食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数	5	力所	↑
4	孤立感を感じている市民の割合	35.9	%	↓

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔の見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り支え合いを進める。
	関連主要事業	(1)高齢者等見守り安心事業 (2)高齢者ふれあいサロン運営費補助金 (3)介護予防事業 (4)緊急通報システム普及促進等事業 (5)認知症対策推進事業
<p>(1)高齢者等見守り安心事業では新たに1地区立ち上がり、43地区での見守り活動が行われた。また市社協と連携し重点地区10か所に働きかけを行った。(活動指標①)</p> <p>(2)引き続き、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行うことで、身近な地域で高齢者が気軽に参加でき、体操や交流を深める場づくりが進んだ。また、平成30年度はサロンの取組例の作成や運営上の助言を行うことで、開催頻度の少ない6団体が週1回の定期開始にステップアップした。(活動指標①)</p> <p>(3)身近な地域で気軽に参加できるよう、住民主体で取り組む介護予防事業「いきいき百歳体操」の活動継続のモチベーション維持のため、体力測定の記入票を経年変化が見えるものに変更したところ、「体操の効果がわかる」などの声が聞かれ、取組の継続の重要性を感じてもらえる効果がみられた。</p> <p>(4)高齢者単身世帯や身体障害者手帳1級又は2級を所持する障害者単身世帯等の急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機及びペンダントを貸与することで、高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消が図られた。</p> <p>(5)認知症で、万が一方向不明になった場合に備え、警察や見守り協定事業所、民生児童委員等の協力機関と連携して早期発見・保護につなげる「尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業」では、平成30年度末で136協力機関、事前登録者が480人となり、発見協力依頼が23件と増加した。(平成29年度末 協力機関84 事前登録者214人 発見協力依頼13件)</p>		

取組・方向性	主な活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	要援護高齢者等見守り活動地域	↑	H28	42	地区	42	43			
	考え方	高齢者等見守り安心事業の実施地区数を増やす								
①	高齢者ふれあいサロン実施数	↑	H28	69	団体	97	107			
	考え方	高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やす								
②	(評価指標3を参照)									
	考え方	食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所の増加を増やす								
③	高齢者いきいき事業実施団体数	↑	H28	191	団体	182	187			
	考え方	助成を受けて活動している社会福祉連絡協議会及び単位福祉協会数を増やす								
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向2 地域での見守り・支え合いの充実

実績値					説明等	施策評価の 目標値 (R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
—	—				地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やす。	—
139	150				高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組む。	300
34	41				食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組む。	—
40.0	44.6				様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らす。	32.1

取組・方向性② (Plan)	子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。
取組・方向性③ (Plan)	地域の居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取組みを進める。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)生活支援サービス体制整備事業 (3)地域社会の子育て機能向上支援事業 (4)子育てサークル育成事業 (5)あまがさきキッズサポーターズ支援事業 (6)地域高齢者福祉活動推進事業
<p>(1)(2)市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）と連携し進めている住民主体の様々な地域活動の中で、地域の福祉課題を共有したことで、子どもや高齢者の居場所づくりなどの活動につながった。（活動指標②）</p> <p>(3)地域の子ども食堂などの居場所のスタッフ向けに衛生管理等をテーマとした研修会等を実施したほか、子育てコミュニティワーカーが情報提供等の側面支援をおこなった。</p> <p>(4)子育てを楽しむ環境づくりを推進していくため、それぞれの地域で活動している子育てサークルに育成事業を委託し、自主的な子育てサークル活動を支援する。（登録サークル数 H29:23 H30:24）また、こうしたサークルを中心として、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結びつきや支え合いを進めた。</p> <p>(5)NPO法人等に委託して設置した、子育て中の親子（概ね4歳未満の児童及びその保護者）が気軽に集まって仲良く遊んだり、保護者同士の情報交換や交流を行うことのできる「つどいの広場」（H30:10カ所）の延べ利用者数（H29 63,058人,H30 64,151人）は概ね横ばいとなっており、地域の居場所としての利用が図られている。</p> <p>(6)地域高齢者福祉活動推進事業により、市社協が地域で活動を行う単位福祉協会、社会福祉連絡協議会又はグループを支援することで、高齢者が生きがいをもち、地域における住民交流事業等の自主的な活動が行われた。（活動指標③）</p>	

計画の評価 (Check)	<p>①②③地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子育てコミュニティワーカーが住民の様々な集まりにおいて、身近な地域の福祉課題が話し合われるよう働きかけたことにより、高齢者ふれあいサロンや子どもに寄り添う居場所等の広がりが見られた。また、こうした居場所を通じて見守りが行われ、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）等が課題を抱えた世帯に気づき、関係機関と連携した世帯丸ごとの支援が行われるなど、誰もが集える居場所の広がりが早期発見・支援のきっかけにつながっている。</p> <p>①②一方で訪問型の高齢者等見守り安心事業では、事業の実施圏域である社会福祉連絡協議会圏域での担い手不足、活動者の負担感等の課題により、活動の拡大については低調となっている。また、見守り活動の実施地区においても推進員、協力員の高齢化などにより活動の負担感が課題となっていることや、子育てサークル活動においてもリーダーの固定化が見られ、後進の育成や新たな人材の発掘が進まないことで、子育てサークル数が年々減少傾向にあるなど、活動の担い手の育成、発掘が課題となっている。</p>
今後の取り組み (Act)	①②③市社協や子育てコミュニティワーカー、新たに小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、訪問型の見守りやサロンや子ども食堂等の通い型の見守り、民間事業者との見守り協定の締結も含め重層的な見守り活動を進める。また、見守り活動や子どもの居場所づくり等の地域福祉活動の推進に向けた仕組みを検討するとともに、住民の様々な集まりにおいて、学びを通じて身近な地域の福祉課題が話し合われるよう働きかけを行う。
委員の意見	

基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

評価指標		基準値		
		方向性		
1	地域福祉活動等把握数（延べ）	658	件	↑
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51	団体	↑
3	ソーシャルビジネスの支援数	—		↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の情報提供を充実させる。
	関連主要事業	(1)市民活動情報発信事業、(2)市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などでの情報発信
	(再掲)展開方向1-2 取組・方向性①（活動指標①）	
	取組・方向性② (Plan)	活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取組みを進める 市社協各支部事務局ボランティアセンターの取組みを支援する。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)ファミリーサポートセンター運営事業
	(1)市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、ボランティア講座等の受講者の中で地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組みを進めた。（「むすぶ」新規登録者数 H29：177人、H30：81人）（活動指標②） (2)ファミリーサポートセンター運営事業では、子育て家庭の負担軽減を図るために、会員登録している「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みとして、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組みを促進した。（登録者H29：1,929人 H30：2,035人）	
取組・方向性③ (Plan)	地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業、(2)生活支援サービス体制整備事業 (3)地域社会の子育て機能向上支援事業 【新】(4)自発的活動支援事業 【新】(5)支え合いを育む人づくり支援事業	
(1)市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子育てコミュニティワーカーが、市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発を行ったほか、地域福祉活動の立上げ支援を行った。（活動指標③） (1)(2)(3)(5)地域振興センターや市社協や子育てコミュニティワーカーと連携し、市民活動団体と高校生・大学生との協働の取組を支援したことで、高齢者が集えるふれあい喫茶の立上げや、子ども食堂や健康づくり体操などの地域福祉活動の活性化が図られた。（高校生・大学生と協働した団体数 H30：15団体） (4)障害のある人や地域の関係団体等による活動を支援するために、市民福祉振興基金を活用して、新たに「自発的活動支援事業」を実施し、ピアサポーターや障害者福祉にかかる理解促進啓発・研修等を実施する5団体に補助を行った。		

取組・方向性	活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,685			
	考え方	市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす								
②	ささえあい地域活動センター「むすぶ」新規登録者数	↑	H29	177	人	177	81			
	考え方	市社協が各支部事務局に設置した『ささえあい地域活動センター「むすぶ」』の新規登録者数を増やす								
③	地域福祉活動専門員による地域福祉活動組織化及び活動支援数	↑	H29	267	回	267	239			
	考え方	市社協の地域福祉活動専門員による地域福祉活動の組織化や活動を支援した数を増やす								
④	提案型協働事業及び委託事業の応募団体数	↑	H28	41	団体	44	47			
	考え方	市民提案型制度の応募数を増やす								
⑤	WLBが「やや悪い」「悪い」の割合	↓	H29	12.3	%	12.3				
	考え方	自己申告においてWLBが「やや悪い」「悪い」と回答する人の割合を減らす								
⑥	(評価指標3を参照)									
	考え方									

展開方向3 多様な手法による地域福祉活動の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
786	887				地域福祉活動の広がりを評価するために、地域福祉活動の実施団体数を増やす。	964
53	49				地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。	55
14	13				ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やす。	—

取組・方向性④ (Plan)	先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が増え、取り組みやすい環境づくりを進める。
関連主要事業	(1)市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などでの情報発信
(1)市のホームページにより、高齢者ふれあいサロン実施一覧やいきいき百歳体操活動グループ一覧を写真つきで掲載するほか、「子育てコミュニティワーカー日記」等により様々な地域の子ども子育て支援活動の発信等を行うことで、先進的に取り組む事例についてPRを行った。	
取組・方向性⑤ (Plan)	市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進による地域活動への参加促進に取り組む。
関連主要事業	(1)ワークライフバランスにかかる職員研修 (2)自治のまちづくり条例推進事業
(1)職員が仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護、地域活動に積極的に参加しやすい環境をつくるため、管理職(課長級)を対象にワークライフバランス推進研修を実施するとともに、職場ミーティングにより研修内容の共有を図った。 (2)人材育成基本方針である「はたらきガイド」の見直しを行い、人事評価項目の再編や職員として望ましい行動事例(コンピテンシー)の自己成長行動において、職員の地域活動やボランティア活動等への参加を促した。	
取組・方向性⑥ (Plan)	ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援を検討する。
関連主要事業	(1)創業支援事業 (2)市民提案型制度推進事業
(1)産業団体や金融機関と連携のもと開催したビジネスプランコンテストでは過去最高の43件の応募があり、昨年度に引き続き、社会的課題を解決するソーシャルビジネス分野のプランも多く見られるなど、ソーシャルビジネスが着実に浸透しており、日本政策金融公庫との連携事業であるソーシャルビジネスの利子補給制度は、昨年度と同程度の13件の利用があった。 (1)尼崎市創業支援オフィス「アビーズ」の運営補助を通じた創業支援を行い、これまでのオフィス登録者50人のうち、38人が創業済みとなった。また、開業後、事業安定に向けて取り組む起業家に対し、エーリックビル賃貸オフィスの賃料補助(継続4件)を実施し、財務基盤の安定に寄与した。 (2)市民もしくは行政からの提案をもとに、市民と行政がそれぞれの特性を活かしながら、地域課題や社会的課題の解決に向けた協働の取組を進める提案型協働事業制度では、市民提案の事業を1件採択し取組を進めた。	

計画の評価	①④多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動に繋げていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的、実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場を増やすとともに、学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。(展開方向1-2再掲) ②③市民活動団体からは高校生・大学生との協働により、活動の充実につながったといった声はあるものの、引き続き、担い手不足等の課題により、活動頻度が高く地域住民が負担を感じる見守り活動等の立ち上げや継続が困難となっている。 ⑤市職員が地域活動に参画するための取組や研修が実施されており、こうした取組の継続が必要である。 ⑥様々なソーシャルビジネスが立ち上がり、その中には、子育て中の悩みを抱えた母親等が集まり就労する場が生まれるなど、地域課題の解決にも寄与しており、こうした取組をさらに推進する必要がある。
今後の取り組み	①④引き続き、身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと効果的な情報発信について検討を進める。 ②③地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、高校生や大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて協働する取組を支援するとともに、市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、地域に係わる様々な活動団体等が課題解決に向けて参画できる場づくりや地域活動を支える様々な市の制度をPRするなど活動支援に取り組む。 ⑤職員が地域活動に参加することで、自治のまちづくりを担う一員としての自覚と責任感をもつことにつながるため、引き続き多くの職員が積極的に参加するように取り組みを進める。 ⑥引き続き、創業支援の一環として利子補給制度を実施しながら、ソーシャルビジネスについての効果的な情報発信や支援を行う。
委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 取組・方向性③ 地域福祉活動を支えるのもの一つとして、困難事例の際に、権利擁護や包括的・総合的な相談支援体制があるといったことをPRすることが必要。

基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

評価指標	基準値		
			方向性
1 地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性①（Plan）	社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。
	関連主要事業	(1)社会福祉法人指導監査等事業
	(1)所管している社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを通して、約95%の法人が、地域公益活動を行うようになった。	
	取組・方向性②（Plan）	社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みが幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。
	関連主要事業	(1)みんなの尼崎大学 (2)市民活動情報発信事業
<p>(1)学びの場や、学んでいる人、活動が連携するためのプラットフォームとしての「みんなの尼崎大学」の取組として、平成28年度から始めたまちの学びの情報を一元化し、分野や段階で情報が検索できる「学びの検索サイト」では、月間平均アクセス件数が約4,000件となった。</p> <p>(1)この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。（H30:みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13）</p> <p>(2)インターネット上で市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行う市民活動の広場あまがさきの平均月間アクセス数は、イベントの掲載事業数が減少したことなどにより、平成29年度と比較すると平均月間アクセス数は減少した。</p>		

取組・方向性	活動指標	方向	基準値			実績値				
			年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	所轄法人における地域における公益的な取組の実施割合	↑	H28	78.4	%	94.1	95.8			
	考え方	市が所轄する51社福法人のうち、現況報告書における地域における公益的な取組を記載した団体の割合を増やす								
②	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,685			
	考え方	市民活動ポータルサイトの年間平均アクセス数の月平均件数を増やす								
③	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49	89			
	考え方	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす								
④	福祉避難所指定施設数	↑	H28	20	施設	22	25			
	考え方	要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行う福祉避難所指定施設を増やす								
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向 4 社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値 (R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
—	—				福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やす。	—

取組・方向性③ (Plan)	社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかけを行う。
取組・方向性④ (Plan)	社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力をを行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業 (2)生活支援サービス体制整備事業 (3)地域社会の子育て機能向上支援事業 (4)市民提案型制度推進事業 (5)災害時要援護者支援事業
<p>(1)(2)6地区に設置された地域福祉ネットワーク会議で、地域の特性に応じた多様な活動主体が参画し、ひきこもりや要配慮者(災害時要援護者)支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われ、地域住民と支援関係者の顔の見える関係が作られた。(活動指標③)</p> <p>(1)(2)(3)地域団体等が子ども食堂などの地域の居場所を立ち上げる際に、市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)や子育てコミュニティワーカーが企業やNPO等に協力の働きかけを行った。</p> <p>(1)(2)(3)市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)や子育てコミュニティワーカーが、必要に応じて、子ども食堂等の地域活動に、高校生・大学生が参画できるよう実施主体であるNPO法人等に働きかけ、地域課題の解決に向け、多様な主体による協働の取組が行われた。</p> <p>(4)市民もしくは行政からの提案をもとに、市民と行政がそれぞれの特性を活かしながら、地域課題や社会的課題の解決に向けた協働の取組を進める提案型協働事業制度では、市民提案の事業を1件採択し取組を進めた。</p> <p>(5)市内の社会福祉施設を中心に福祉避難所指定への協力を働きかけ、新たに社会福祉施設3施設と福祉避難所の協定を締結(平成30年度末25施設を指定)した。</p>	

計画の評価 (Check)	<p>①地域公益活動を未実施の法人が、少数ではあるが存在するため、引き続き、働きかけを行う必要がある。</p> <p>②③学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。</p> <p>③多様な主体が協働し、様々な福祉課題の解決に向けた取組を進めるために、社会福祉法人、企業、NPO等の強みを活かせるよう、各団体の活動内容を把握するとともに、地域活動とのコーディネートが必要となる。</p> <p>④社会福祉施設の協力により、地域の交流の場の設置や福祉避難所の指定が進んでおり災害時の福祉避難所の円滑な開設・運営に向け、各施設におけるマニュアル策定や訓練等の実施を支援していく必要がある。</p>
今後の取組み (Act)	<p>①市内の社会福祉法人で地域における公益的な取組が広がるよう、他法人の事例紹介等、指導監査時の助言等を行う。</p> <p>②みんなの尼崎大学の取組と連携するなど、効果的な情報発信について検討を進める。</p> <p>③地域福祉ネットワーク会議を通じて、様々な活動主体が協働して地域課題に取り組めるよう、市社協等と連携しながら、地域課題に取り組む社会福祉法人、企業、NPO等への働きかけを行う。</p> <p>④福祉避難所の拡充に向けて、教育施設など様々な施設と協議を行う。また、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に向けて取り組む。</p>
委員の意見	<p>【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】</p> <p>取組・方向性② 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。</p>

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

評価指標		基準値		
				方向性
1	困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7	%	↓
2	自立相談支援窓口で相談した市民の割合	0.015	%	↑

主要事業の取組内容と実績等(D.O.)	取組・方向性① (Plan)	市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。
	関連主要事業	(1)市政出前講座等
		(1)市政出前講座・各種研修会や市ホームページなどを通じて尼崎市の施策や取組、各相談窓口について周知を図った。また、市の各窓口に入転、離婚、お悔やみ、妊娠・出産等に関連した手続きや相談先窓口をまとめたシートを設置し、市民からの相談の際に各窓口の周知を図った。(活動指標①)
	取組・方向性② (Plan)	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。
	取組・方向性③ (Plan)	民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。
	取組・方向性⑦ (Plan)	福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。
	取組・方向性⑨ (Plan)	専門機関における支援終了後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。
関連主要事業	(1)生活困窮者自立相談支援事業 (2)地域福祉推進事業 (3)生活支援サービス体制整備事業 (4)地域包括支援センター運営事業 (5)在宅医療・介護連携推進事業 (6)障害者(児)相談支援事業 (7)子ども家庭相談支援体制整備事業 (8)民生児童協力委員関係事業費、民生児童委員関係事業	
	(1)平成30年1月に南北2カ所に保健福祉センターを開設したことで、市民が相談に訪れやすくなったことに加え、地域の関係機関と連携しやすくなり、新規相談件数の増加につながった。また、面談の際に関係窓口職員が同席するなどにより課題の共有が図られ、様々な支援につながる事例が増えるなど、包括的な支援が進められた。	
	(1)兵庫県弁護士会に委託し月2回の弁護士相談を実施するなど、法的支援の必要な方への迅速な支援に取り組んだ。また、市社協、弁護士、ハローワーク、就労準備支援事業受託者、行政機関で構成する支援調整会議の毎週実施により支援対象者の支援策の検討・支援終了判断を行った。(活動指標⑦⑨)	
	(1)支援拒否や同意が得られないなど支援につながりにくい人積極的な情報交換や支援の検討を行うための「個別支援会議」の設置に向けて関係窓口と協議を行った。	
	(2)(3)市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が、食に課題のあるひとり親家庭の子どもや壮年期のひきこもりなどの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことで、地域や専門機関との早期発見・支援のネットワークが広がっている。(活動指標③)	
	(4)(5)ケアマネジャーやその他の医療介護専門職等の気づき(学び)の支援を推進する気づき支援型(自立支援型)地域ケア会議をモデル実施し、多職種間の連携による本市のケアマネジメントの質の向上に取り組むとともに、多職種が連携し患者・利用者のサポートを一層強化するために多職種連携ファイル(わたしファイル)の運用を開始した。	
	(6)基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)が地域の相談機関との連携強化にする事例検討や研修等を企画・立案することで、障害者の相談支援事業所等の相談員のスキルアップを図った	
	(7)子どもの育ち支援ワーカー(SSW)が就学後の要支援の子どもを早期に発見し適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入し、学校対応力の向上の側面的支援、学校と社会資源とのネットワークの構築を図るための活動に取り組んだ。	
	(8)住民に最も身近な相談窓口である民生児童委員を対象に、より適切な支援につながるよう、関係機関や各種制度等に関する研修を実施したほか、児童を取り巻く課題が増える中で、児童委員としての意識を高めるための研修の実施を支援した。	

取組・方向性	主な活動指標	基準値			実績値					
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	市政出前講座開催回数	↑	H28	246	件	224	287			
	考え方	各課が実施した市政出前講座の開催回数を増やす								
②	(活動指標なし)									
	考え方									
③	地域福祉活動専門員の相談支援件数	↑	H29	377	校	377	354			
	考え方	地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の相談支援件数を増やす								
④	(活動指標なし)									
	考え方									
⑤	生活困窮者等就労準備支援事業の登録者数	↑	H28	115	人	82	86			
	考え方	直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等を支援する生活困窮者等就労準備支援事業登録者数を増やす								
⑥	生活保護受給者世帯の子どもの高等学校等の進学率	↑	H28	96.9	%	93.5	93.7			
	考え方	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の進学率を増やす								
⑦	支援調整会議において検討したケース数	↑	H28	362	件	364	400			
	考え方	支援調整会議により支援策を検討・評価したケースを増やす								
⑧	(活動指標なし)									
	考え方									
⑨	自立相談支援事業における支援終了数	↑	H28	160	件	272	235			
	考え方	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」が支援し、終了した件数を増やす								

展開方向1 包括的・総合的な相談支援体制の充実						
実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
—	—				市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査において、市民が困りごとがあった時に、「相談できる人はいない」「相談しようとは思わない」と答えた市民の割合を減らす。	—
0.015	0.019				早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(平成27年4月開設)に相談に来所した市民の割合を増やす。	0.02
取組・方向性④ (Plan)	市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。					
関連主要事業	(1)生活困窮者自立相談支援事業 (2)地域福祉推進事業					
	(1)来庁者の中から生活困窮者を早期発見し支援につなげるため、生活困窮者自立支援制度庁内連携会議を開催し庁内連携を進めたほか、「尼崎市生活困窮者支援の手引き」を作成し、課題を抱えた市民と接する機会の多い市役所の関係窓口に配布することで、生活困窮者のイメージを共有し、適切な窓口につなげる取り組みを行った。 (2)課題を抱えた市民の早期把握と支援を目的に、南北保健福祉センターや地域振興センター等の職員に対し、地域で課題を抱えた市民に寄り添い、支援を行う市社協や民生児童委員、保護司活動の研修を実施した。					
取組・方向性⑤ (Plan)	相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。					
関連主要事業	(1)生活困窮者等就労準備支援事業 (2)生活困窮者自立相談支援事業 (3)障害者就労支援事業					
	(1)就労意欲の減退など求職活動に課題がある人に対して、セミナーや職業体験などの支援メニューのステップアップ度に着目した評価を基に委託事業者との連携強化等を図り、求職活動・就労へ至ったケースが増加した。また、対象者の支援段階に応じて求職活動支援と就労準備支援に分けたことで登録者増へとつながった。(活動指標⑤) (2)課題のある人の状況に応じた求人開拓、職業紹介を進め、就労開始件数が増加した。(H29:91件 H30:153件) また、中間就労については、求人開拓を進めた結果、新たに社会福祉法人と一般企業の2法人を就労訓練事業所として認定した。(計5事業所) (3)市の委託就労支援機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた平成30年度の一般就労者数は54人であった。また、「障害者就労チャレンジ事業」については、新たに専用の執務スペース(本庁舎中館1階)を確保し、利用者(チャレンジャー)の受入人数や期間を拡大するとともに、就労実習の指導員を新たに1名配置するなどして支援にあたった。					
取組・方向性⑥ (Plan)	家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。					
関連主要事業	(1)生活困窮者学習支援事業					
	(1)学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、学習支援教室を平成27年度は3カ所、平成30年度からは4カ所へ拡充し、補助学習の支援や社会体験学習等の学習の動機づけに関する支援を行うほか、高校生活に関する相談や情報提供、高校生同士の交流を通じた中退防止支援、養育者に対する養育相談、アドバイス等の養育支援を行った。また、学習支援事業を利用した子どもに対して、卒業後も学級通信の送付やイベント企画の協力など教室への参加を働き掛け、支援員との面談や小・中学生と接することで、就学への意欲喚起などを行った。					
取組・方向性⑧ (Plan)	設置予定の子どもの育ち支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進める。					
関連主要事業	(1)子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業					
	(1)子どもの育ち支援センターの開設に当たり、職員の人材育成を図るため、児童虐待通告や相談等の適切な聞き取りの際の相談面接に必要な応答技法や心の傷を抱えた子どものケアに関する理解と知識を深めるための研修等を実施した。					
計画の評価	①～⑨地域で課題を抱えた市民を早期に把握し、適切な支援につなげる取組は進んでいるものの、疾病、障害、ひきこもり等の幅広い課題に対応する支援メニューや社会資源が十分に発掘されていないことで、なかなか支援の終結に至らず、支援の長期化が課題となっている。このため、継続支援ケースの増加により、きめ細かな寄り添い型の支援に困難が生じることが危惧される。 ⑤相談者の年齢や能力等に応じて、より一層、対象者の段階に適した支援が求められている。また、長期離職や就労意欲の減退など求職活動に課題がある人で、就労支援事業の活用を図っていないケース(自主的な求職活動実施者)については、定期的なケース検討を行い、就労支援事業につなげる必要がある。 ⑥低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。そのため、引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。また、学力等の向上が図れたのかを評価する手法の検討を進める必要がある。 ②～⑨多様化、複雑化した地域の福祉課題に適切な対応を行うために、支援に係わる市職員、関係者の連携意識やスキル向上等が必要となる。					
今後の取り組み	①～⑨支援対象者の属性や相談内容に着目した分析を進め、必要な支援メニューや社会資源の明確化を図る。また、新たに設置した地域福祉推進協議会において、地域や支援機関が抱える共通課題や社会資源発掘の必要性等を共有するとともに、「個別支援会議」の活用やケースカンファレンスの活性化を図ることで、関係機関職員の連携を進める。 ⑤支援対象者のニーズに応じ多様な求人開拓を行い、相談者、事業者双方のニーズに寄り添う就労支援に取り組む。 ⑥引き続き、学習支援を必要とする世帯への働きかけとともに、高校中退防止に向けた学習支援教室卒業生の積極的な受け入れを進める。また、参加する子どもの学力や生活態度などの変容を把握・評価する手法の検討やNPO等との情報共有を進めるため、新たな会議体を設置する。 ②～⑨引き続き、南北保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し地域や関係機関との連携に資する研修等を実施する。					
委員の意見	[平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見] 地域福祉ネットワーク会議と、既存の対象者別会議体の連携を図り、全体としての情報共有、相談体制を構築するとともに、地域のニーズを把握、協議できる仕組みが必要。					

基本目標 3

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

評価指標		基準値		
		人	↑	方向性
1	成年後見制度利用支援事業の利用者数	51	人	↑

主要事業の取組内容と実績等（D.O.）	取組・方向性① (Plan)	高齢者、障がい者、子ども等の虐待やDV被害の防止・早期発見に向け広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め市民等から通報があった場合については関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努める。
	取組・方向性② (Plan)	2か所の保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。
	関連主要事業	(1)権利擁護推進事業 (2)成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）(3)障害者虐待防止対策事業 (4)地域包括支援センター運営事業費 (5)配偶者等暴力に関する支援事業
		(1)南北保健福祉センター内において成年後見等支援センターを運営し、市民や事業者等の相談を受け、相談支援件数は増加するとともに、解決途上のケースについても今年度は全件の経過を調査するなど、よりきめ細かな対応に取り組んだ。（相談対応件数 H29：648件、H30：868件、うち支援終了件数 H29：467件、H30：700件）また、成年後見等支援センターが養成・支援するボランティアで成年後見業務を行う市民後見人は、平成30年度において10人（10件）が活動中となった。 (2)成年後見制度については、南北保健福祉センター内の成年後見等支援センターで相談や申し立て支援を行い、また事業所や当事者家族など幅広く啓発活動を行った。（事業利用件数 ①高齢者等 H29：87件、H30：128件 ②障害者等 H29：36件、H30：29件） (3)南部・北部保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置付けて、常時の通報受付体制を確保しており、平成30年度の通報・相談件数は47件（うち、虐待認定5件）となっている。また、当該センターや緊急通報先の周知を図るため、パンフレットやチラシを作成し、公共施設へ設置するほか、相談支援事業所や当事者が集まる会議体等で配布した。 (4)高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数は平成30年度4,483件。また、養護者による高齢者虐待の疑いとしての通報を受けての、経年も含めた対応件数は212件（うち虐待認定は156件）。これらに対し、個別状況に応じ、成年後見制度の活用や緊急一時保護など多面的な対応を進めた。 (5)配偶者暴力相談支援センターでは、被害者本人のみならず、警察や学校、保育所等の他機関からつないでもらい、531件の相談を受け、DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行った。
	取組・方向性③ (Plan)	市社協が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。
関連主要事業	【拡充】(1)社会福祉関係団体等補助金	
	(1)市社協の実施する福祉サービス利用援助事業（成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業）の人員体制整備に係る補助を実施したことで、相談件数及び契約件数が増加した。（相談件数 H29：585件 H30：1501件、契約件数 H29：63件 H30：77件）（活動指標③）	

取組・方向性	活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	(評価指標1を参照)									
	考え方									
②	(評価指標1を参照)									
	考え方									
③	福祉サービス利用援助事業の年間利用件数	→	H28	59	件	63	77			
	考え方	福祉サービス利用援助事業が利用しやすい体制を構築することで、利用件数を増やす								
④	要保護児童対策協議会への相談件数	→	H28	2,506	件	2,423	2,566			
	考え方	要保護児童対策協議会に相談があった児童の相談件数を計上する。								
⑤	(活動指標なし)									
	考え方									
⑥	障害者差別解消法の認知度	↑	H29	11.3	%	11.3	-			
	考え方	地域への研修（講座）開催や啓発用リーフレット等を活用し、認知度を増やす。								
	考え方									
	考え方									

展開方向 2 権利擁護の推進

実績値					説明等	施策評価の 目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
123	157				権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やす。	—

取組・方向性④ (Plan)	権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。
関連主要事業	(1)尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業 (2)権利擁護推進事業 (3)成年後見制度利用支援事業(高齢者等、障害者等) (4)障害者虐待防止対策事業
	(1)尼崎市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図った。(活動指標④) (2)(3)取組・方向性①(1)(2)参照 (4)障害者虐待の防止対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、高度な知識と専門性が求められていることから、「障害者虐待防止センター」において、専門性や即応性を有する人材の確保・育成に努めるほか、地域の支援機関との連携強化に取り組んだ。
取組・方向性⑤ (Plan)	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。
関連主要事業	(1)差別解消・コミュニケーション支援等検討事業、
	(1)差別解消に係る制度周知を図るため、公共施設の窓口や当事者団体、地域の関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障害特性や必要な配布等を分かりやすく説明する啓発用パンフレットの作成や更なる周知方法等について協議を行った。
取組・方向性⑥ (Plan)	(1)市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。
関連主要事業	(1)差別解消・コミュニケーション支援等検討事業 (2)配偶者等暴力に関する支援事業
	(1)障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を開催したほか、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、希望者を対象に「手話」研修を開催した。 (2)日常生活を営むうえで悩みを持つ女性からの相談にのる婦人相談員のスキルアップのために、有識者アドバイザーからスーパーバイズを月1回受けるとともに、県等が開催している研修等に積極的に参加するなど、課題を抱えた人と接する機会の多い窓口職員への研修に取り組んだ。

計画の評価 (Check)	①②④要保護児童等の虐待相談件数は増加しており、児童虐待、DV被害等の防止や早期発見、早期対応のための南北保健福祉センターを中心とした関係機関による権利擁護ネットワークの充実とともに、相談・通告先の周知、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上が課題となっている。 ④成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定に努める必要がある市の「成年後見制度利用促進基本計画」のあり方を、既存の各福祉計画に盛り込むことも含めて整理するとともに、ケース支援に資する地域連携ネットワーク機能の強化を図る必要がある。 ③相談件数の増加もあり、待機者が増加していることから、福祉サービス利用援助事業の申請から契約までの期間の短縮化が課題となっている。(待機者数 H29: 31件 H30: 41件) ⑤啓発用リーフレット等により啓発を進めてきているが、障害者差別解消法の認知度は依然として低いため、引き続き、地域への啓発等に取り組む必要がある。 ⑥市職員に対して虐待、DV防止などの研修の実施や差別解消に向けた取り組みが進められている。
今後の取り組み	①②④南部・北部保健福祉センターを中心として関係機関のネットワークの構築が進んでいるため、引き続き、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図る。また、令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センターとの連携体制を構築する。 ③福祉サービス利用援助事業の待機者の解消に向けて、事務処理の見直し等市社協と協議を進める。 ④市の成年後見制度利用促進基本計画のあり方の整理や地域連携ネットワークの強化につながるような複数機関での情報交換について検討を行う。 ⑤「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取り組みを協議するほか、啓発用リーフレットを効果的に活用し、地域全体への啓発や、若い世代への周知に取り組む。 ⑥「職員対応要領」や障害理解につながる研修を新任課長や新採職員対象の研修メニューに位置付け、定期的に開催する。
委員の意見	

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

評価指標		基準値		
				方向性
1	福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8	%	↑
2	意思疎通支援事業の利用者数	81	人	↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	市の関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談に対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。
	関連主要事業	(1)社会福祉法人指導監査等事業
	(1)社会福祉法人及び社会福祉施設等に関する苦情等があった場合、法人指導課と事業担当課が連携し、関係者からできるだけ早急に事情の聞き取りを行うことや、実態の把握の必要性が高いと判断するものについては、優先して実施調査を行うなど、実地指導を効果的に行った。また、通常の実地指導時においても、施設や事業所内の苦情処理の体制（受付・解決など）の状況を確認し、状況に応じて指導、助言していくことで、問題発生を未然に防ぐことができるよう取り組んだ。（活動指標①）	
	取組・方向性② (Plan)	障害のある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。
	関連主要事業	(1)市報、市HPの活用による情報発信 (2)多文化共生社会推進事業
(1)障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に資する施策やまちの情報等の提供を行った。 (2)平成29年度に実施した「外国籍住民聞き取りアンケート」（89人）及び「外国籍住民わいわいトークン」（6人）で出た意見を参考に、外国籍住民の日常生活をサポートする情報を掲載した5か国語対応（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）の「あまがさきスタートガイド」の改訂版を作成し、本庁ほか市内の各施設等に配布した。また、人権に関する外国籍住民相談者に対応するため、「外国籍住民相談者に係る通訳者派遣事業」（人権侵害に係る相談で事業所管課からの申請により派遣）の実施及び「翻訳機」を導入した。		

取組・方向性	活動指標	方向	基準値			実績値				
			年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	苦情等による実地指導等件数	↓	H28	25	件	16	70			
	考え方	社会福祉法人及び社会福祉施設等に関する情報提供、苦情、相談等に係る実地指導等件数を減らす								
②	外国語のできる職員登録者の活動実績	↑	H28	14	件	4	1			
	考え方	外国語のできる職員登録者が活動した実績数を増やす								
③	(評価指標2を参照)									
	考え方									
④	活動指標なし									
	考え方									
⑤	活動指標なし									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向3 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
—	—				福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができてきているかどうかを評価するために、アンケート調査において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やす。	—
81	99				課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やす。	—

取組・方向性③ (Plan) 障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。

関連主要事業 (1)意思疎通支援事業 (2)差別解消・コミュニケーション支援等検討事業 (3)【新】手話言語普及啓発事業

(1)意思疎通支援者の派遣調整を行う「尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター」を市役所内に移転し、コーディネーターを増員することで、相談窓口（機能）を付加した。意思疎通支援者の派遣実績は平成30年度で1,207件・99人となっており、事業の利用人数は増加傾向にある。なお、平成30年度は新たに通訳Ⅲ講座を開講して通訳者の実践力の向上を図っており、修了者数は増加している。

(2)差別解消に係る制度周知を図るため、公共施設の窓口や当事者団体、地域の関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障害特性や必要な配慮等を分かりやすく説明する啓発用パンフレットの作成や更なる周知方法等について協議を行った。

(3)「尼崎市手話言語条例」に基づき、新たに市民等向けの手話講習会を開催（計10回）するほか、講習会等で活用できるハンドブック等の作成に取り組んだ。また、条例の施策推進協議会を開催し、手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた協議を進めた。

取組・方向性④ (Plan) 個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法について検討する。

取組・方向性⑤ (Plan) 将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにICT（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについて検討を進める。

関連主要事業 (1)地域福祉推進事業 (2)在宅医療・介護連携推進事業 (3)生活困窮者自立相談支援事業

(1)中央地区の地域福祉ネットワーク会議では、情報共有と個人情報保護をテーマとして地域住民や支援関係者での意見交換が行われた。

(2)平成30年度は、連携体制の充実を図るために、多職種連携ファイル（わたしファイル）の運用を開始し、また在宅医療機能マップシステムの運用検討も行った。

(3)支援の拒否や同意が得られないなど支援につながりにくい人についても地域や関係機関間で積極的な情報交換や支援の検討が行えるよう、会議の構成員に対し守秘義務を課す「個別支援会議」の設置に向けた検討を行った。

計画の評価 (Check)

①効果的な実地指導を進めることで、適切な福祉サービスの提供に寄与している。

②「あまがさきスタートガイド」の改定版について、必要とする外国籍住民に確実に届けられるよう、配布方法等の工夫が必要である。また、出入国管理及び難民認定法（入管法）改正に伴い、今後増加が見込まれる外国籍住民への対応として、まずは外国籍住民のニーズを把握するためにも、行政窓口における多言語対応策の構築が必要である。

③障害者差別解消法の認知度が低い状況にあるため、周知・啓発が必要である。また、手話言語条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けては、新たに作成したハンドブック等の活用も含め、引き続き、効果的な取組や手法が求められる。

④⑤支援の現場で他機関同士が連携するためには、適切なルールのもと、それぞれの保有する「個人情報」の共有が欠かせないことから、そのためのルール作りが課題となっている。

今後の取り組み (Act)

①引き続き、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図る。

②「あまがさきスタートガイド」のさらに効果的な活用に向けて、配布方法や配布先、見やすさの工夫も含め検討を行う。

③「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、差別事例の共有や解消に向けた取組について協議していく。また、地域への周知・啓発を進めていくため、引き続き、効果的なリーフレット等の活用方法を検討するとともに、新たな啓発用パンフレットの作成に取り組んでいく。手話の理解や普及等に向けては、ハンドブック等を活用し、引き続き、市民等向けの手話講習会の開催等に取り組んでいく。

④⑤「個別支援会議」の運用ルールを定め、地域や関係機関間での支援情報の共有化による支援の充実を図る。

委員の意見

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

評価指標		基準値			方向性
1	地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合	市民	22.2	%	↑
		民児童委員	82.1	%	
		福祉事業者	75.2	%	
2	要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数	—			↑

主要事業の取組内容と実績等（D.C）	取組・方向性① (Plan)	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。
	関連主要事業	(1)災害時要援護者支援事業 (2)地域福祉推進事業 (3)地域の防災力向上事業 (4)防災対策等事業
	<p>(1/2)社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会とともに地域の集まりや市政出前講座等の機会に「自助」「共助」の啓発等を行い(平成30年度：35回)、新たに8つの社会福祉連絡協議会及び20の福祉協会が名簿を受領し、日頃の見守り、声かけ(21団体)や名簿を活用した避難訓練(12団体)などの取組が行われた。(活動指標①)</p> <p>(3)「1.17は忘れない」地域防災訓練では、要配慮者(災害時要援護者)利用施設の利用者や職員も訓練に参加し、地域団体と共に避難訓練や避難所運営訓練を体験してもらった。また、新たに市内2カ所で手話等の情報保障を行い、聴覚障害者が参加しやすい環境づくりを整えた。こうした取組を通じて市民の要配慮者(災害時要援護者)に対する理解向上に努めた。</p> <p>(4)「家庭向け」「子ども向け」「事業所向け」と多様なテーマで尼崎市防災セミナーを開催し、市民まつりと同時開催した「子ども向け」セミナーでは1,200名が参加する等、市民の防災意識の向上が図れた。</p>	
	取組・方向性② (Plan)	指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。
	関連主要事業	(1)災害時要援護者支援事業 (2)地域の防災力向上事業 (3)防災対策等事業
<p>(1)市社協とともに地域の集まりや市政出前講座等の機会に「自助」「共助」の啓発等を行い(平成30年度：35回)、新たに8つの社会福祉連絡協議会及び20の単位福祉協会が名簿を受領し、日頃の見守り、声かけ(21団体)や名簿を活用した避難訓練(12団体)などの取組が行われた。(評価指標1)</p> <p>(1)若い世代が地域の防災活動の担い手となるよう、高校生・大学生と地域や当事者団体、福祉避難所指定施設が協働して取り組む防災訓練や、学校での避難所キャンプ、防災減災フェスティバル等の支援を行った。(平成30年度：県立尼崎小田高9回、県立尼崎西高3回、県立尼崎工業高2回、関西大1回)</p> <p>(1)要配慮者(災害時要援護者)避難支援に向けて、福祉専門職や事業者、当事者団体との意見交換会を開催したほか、新たに尼崎市ケアマネジャー協会の災害対策委員会の立上げに参画するなど、支援関係者との連携体制の構築を図った。(計3回)</p> <p>(2)防災訓練や地域防災マップ作り等の地域防災活動の支援に継続して取り組み、地域防災マップを作成した地域は前年度から8カ所増の61カ所となった。</p> <p>(3)南海トラフ巨大地震に備え、平成28年度より本市の災害備蓄物資の数量と保管場所の拡大に取り組んでおり、食糧は平成28年度以前の約8万食から現在では約10万食に、保管場所は8カ所から15カ所に配置場所を拡大した。</p>		

取組・方向性	活動指標	基準値				実績値				
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	指針を活用した市民への啓発実施数	↑	H28	0	回	27	51			
	考え方	地域の集まりや市政出前講座、地域や事業所の訓練等の機会に啓発を行った回数を増やす								
②	(評価指標2)									
	考え方									
③	福祉避難所指定数	↑	H28	20	施設	22	25			
	考え方	要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行うための福祉避難所の指定数を増やす								
④	福祉避難所開設・運営マニュアル作成数	↑	H29	0	カ所	0	0			
	考え方	福祉避難所ごとの個別の開設・運営マニュアルの作成数を増やす								

展開方向4 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
—	—				要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。	—
—	—					
21	49					

取組・方向性③ (Plan)	社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。
関連主要事業	(1)災害時要援護者支援事業

(1)福祉避難所の拡充に向け社会福祉施設を中心に協議を進め、新たに社会福祉施設3施設（特別養護老人ホーム2、児童養護施設1）と協定を締結し、平成30年度末で福祉避難所指定数が25カ所となった。（活動指標③）。
また、平成31年1月に市内に移転した尼崎市立あまよう特別支援学校の福祉避難所指定に向けて、教育委員会等と受け入れ人数等の協議を進めた。

取組・方向性④ (Plan)	福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進める。
関連主要事業	(1)災害時要援護者支援事業

(1)災害時要援護者支援連絡会の意見等を踏まえ7月に福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書を策定し、指定施設の管理者に対し、指定施設ごとのマニュアル作成の依頼を行った。また、市の総合防災訓練に合わせて福祉避難所指定5施設と実施した情報伝達訓練における課題等を踏まえ、先行してモデルとなる2施設のマニュアル作成を支援した。（活動指標④）

計画の評価 (Check)	<p>①②地域の防災意識を高め、要配慮者（災害時要援護者）支援に取り組む支援関係者を増やすためには、市民の「共助」の意識が高まるよう効果的な働きかけを行わなければならない。また、関係部局と各地域振興センターの地域担当職員が連携し、要支援者名簿を効果的・効率的に活用する必要がある。</p> <p>②災害時における様々な支援関係者と連携するための連絡体制の整備等が課題となっている。</p> <p>③④災害時の福祉避難所の円滑な開設・運営に向け、各施設におけるマニュアル策定や訓練等の実施を支援していく必要がある。</p>
------------------	--

今後の取り組み (Act)	<p>①市報・市ホームページ等での名簿情報の提供に際しての同意周知を進めるとともに、防災ブックの改訂に併せて、要配慮者（災害時要援護者）支援の「自助」「共助」の重要性について啓発を行う。</p> <p>①②高校生、大学生の防災教育を支援するとともに、市政出前講座や地域の避難訓練等の集まり等の様々な機会を捉えて、周知啓発を進める。また、市社協や地域振興センター等と連携し、災害時の共助による情報伝達の手法を含め、災害時要援護者の地域における避難支援の仕組みづくりに取り組む。</p> <p>②尼崎市ケアマネジャー協会等の支援者団体や当事者団体と意見交換等を行い、行政と支援関係者との役割分担の整理や情報伝達の仕組みづくり等の検討を行う。</p> <p>③④福祉避難所の拡充に向けて、教育施設など様々な施設と協議を行う。また、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に向けて取り組む。</p>
------------------	---

委員の意見	
-------	--

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標	基準値		
				方向性
1	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（D○）	取組・方向性① (Plan)	インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。
	関連主要事業	(1)消費生活安全推進事業、(2)消費者行政活性化事業、(3)「こども安全・安心・便利」情報提供事業
	<p>(1)消費者被害の未然防止及び救済事業として複雑多様化する消費者問題に関する苦情相談、問合せを受け、自主交渉を支援し、問題解決を図るとともに、消費者から訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談を受けた。また、特殊詐欺の被害者となりやすい高齢者に対し、警察と連携した防犯ネット登録などのキャンペーン（市役所1階）を行い、市民意識の向上や被害の未然防止を図った。また、相談員が地域において消費者問題に関する巡回講座を行い、さらに、各地域包括支援センターには、特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう「見守り新鮮情報」などのチラシを配布するとともに、市ホームページで注意喚起を行い、迅速に情報の共有化を図った。（活動指標①）</p> <p>(2)消費被害の未然防止を図るため、くらしのトラブル防止セミナーを行った。また、継続して小学生・中学生向けの啓発チラシを発行・配布するとともに、高校生向けには倫理的消費セミナーの実施に合わせて「若者トラブルあれこれ」のチラシを配布した。</p> <p>(3)就学前児童の保護者などに携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信し、地域の子どもの犯罪などから守ることに取り組んだ。</p>	
	取組・方向性② (Plan)	防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。
	取組・方向性③ (Plan)	街頭犯罪防止や安全・安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。
関連主要事業	(1)街頭犯罪防止事業	
<p>(1)民間カメラの活用事業として、該当犯罪防止事業協力店であることを示す防犯ステッカーの掲示協力店舗を増やした。（H30年度 277箇所）また、地域団体が設置する防犯カメラ21台に補助を行ったことで、累計131台の防犯カメラが地域によって設置されるなど、地域の防犯力の向上に寄与した。これらを含む様々な取組により、平成30年のひたくり認知件数は平成以降最小の16件（H28年 42件、H29年 59件（※年計））となり、本市特有の課題ではないと言えるまで減少した。（活動指標②）</p> <p>(1)警報機付きロックを装備したダミー自転車を、地域の2団体に貸出し、自転車盗難多発箇所や現地の状況を共有するなど、地域と連携した取組を進めたことにより、自転車盗難認知件数が1,728件（前年比465件減）となり、平成以降最少の件数につながった。</p>		


取組・方向性	主な活動指標	基準値				実績値					
		方向	年度	数値	単位	H29	H30	R1	R2	R3	
①	消費生活センター（尼崎市消費者協会）相談件数	↑	H28	3,164	件	3,036	3,418				
	考え方	尼崎市消費者協会に委託して実施している消費生活や消費者問題に関する相談件数を増やす									
②	ひたくり認知件数（※年計）	↓	H28	42	件	59	16				
	考え方	尼崎市内におけるひたくり認知件数を減らす									
③	②を参照										
	考え方										
④	放置自転車台数	↓	H28	570	台	319	257				
	考え方	市内全駅の駅前放置自転車台数（放置禁止区域内）を減らす									
	考え方										
	考え方										
	考え方										

展開方向5 安全・安心に暮らせる環境整備

実績値					説明等	施策評価の 目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
56.2	60.8				安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やす。	80.0

取組・方向性④ (Plan)	快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。
関連主要事業	(1)駅周辺放置自転車対策事業、(2)分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業 (3)市営住宅建替等事業、市営住宅エレベーター設置事業
<p>(1)民間駐輪場整備補助金(H26年度開始)は、武庫之荘駅において1,028台駐輪場が整備され、これにより市内全域で駐輪場が充足する状況となった(総整備台数1,754台)。また、阪急塚口、阪急園田、阪神出屋敷、J R立花駅にある経年劣化で汚損、破損しているバリアフリー等をサインキューブへ置き換えるとともに、放置自転車の撤去回数を増やし(H27:308回、H28:402回、H29:50回、H30:478回)、これらの取組の結果、放置自転車台数が大幅に減少した。さらに、商業施設及び共同住宅における駐輪場附置義務の条例施行規則の改正の取組を進めた。(活動指標④)</p> <p>(2)高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るため、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の一部を助成し、高齢化に適した住まい・まちづくりを推進した。</p> <p>(3)市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅は、耐震性能やバリアフリー性能に課題があるため、建替えることによって、耐震性能やバリアフリー性能を確保することとしており、平成30年度に建替えが完了している。この3住宅より後の耐震性能やバリアフリー性能に課題がある市営住宅については、尼崎市営住宅建替等基本計画(平成28年12月策定)に基づいて、建替えやエレベーターの設置等を計画的に行うこととしており、平成30年度には、市営住宅3棟の建て替えによりエレベーター4基を設置した。</p>	

計画の評価 (Check)	<p>①関係機関と連携し啓発活動を進めているが高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が本市では増加傾向にあることが課題となっている。また、令和4年4月1日の成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害拡大の恐れが懸念される。</p> <p>②③ひったくり及び自転車盗難認知件数は昨年、平成以降最少件数となったが、特殊詐欺による被害が増えていることが課題となっている。</p> <p>④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進めることで、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。また、放置自転車対策を進めた結果、4年連続で減少し、誰もが安全・安心して暮らしやすい環境整備が図られた。</p>
今後の取り組み (Act)	<p>①②③高齢者を狙った悪徳商法や詐欺被害の防止に向けて、情報発信・意識啓発の充実に向けた取組について関係機関と協議を行う。特に、高齢者の被害が増加傾向にある還付金詐欺等といった特殊詐欺を喫緊の課題におき、警察や関係機関と連携し、固定電話を介した特殊詐欺対策として、自動通話録音機の貸出を実施する。また、関係機関と連携し、啓発手形POPを直接電話機に設置するといった取組を推進する。また、引き続き20歳未満の若者の消費者被害の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築を進める。</p> <p>④引き続き、尼崎市営住宅建替等基本計画等を踏まえて、計画的に市営住宅の耐震性能やバリアフリー性能を確保する。また、徹底した啓発と駐輪場への誘導、効果的な放置自転車の撤去を引き続き実施し、放置自転車の抑止抑制に取り組む。</p>
委員の意見	<p>【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】</p> <p>計画の評価① 未成年に対する消費者教育や意識啓発とともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築が必要。</p>



参考資料

関連事業一覧

令和元年度 第3期「あまがさき地域福祉計画」関連事業一覧(平成30年度事業)

基本目標	展開方向	方向性	No.	H30新規	関連事業(市の取り組み)中事業名	後期計画施策No.	H31所属	業務内容	
1 「支え合い」を育む人づくり	(1) 福祉学習の推進	地域での集まり、企業内研修などのあらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。	
			2		人権啓発活動事業費	5	社会教育課	人権啓発資料による啓発活動、人権書道・人権作文の朗読や街頭啓発活動などの人権週間のついでに法務局との協働開催を行うことにより、市民の人権意識の向上を目指す。人権啓発講座等により、人権意識の高揚、定着を図る。	
			3		家庭・地域教育推進事業費	2	生涯、学習1 推進課	地域社会が大きく変化した地域全体で子育てをしていく機能が低下する中、地域の持つ教育機能を回復させることを目的とし、各種講座事業を実施する。また、子育てでの情報・知識を地域で子育てを支援する環境づくりを目指す。	
			4		人権啓発事業費	5	ダイバーシティ推進課	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	
			5		企業内人権研修推進事業費	13	しごと支援課	事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会に対して、研修事業を委託し、各種研修会・講演会の開催等により、企業内における人権啓発活動の促進を図る。	
			6		市民参加・交流・連携推進事業費	2	生涯、学習1 推進課	障害者の社会参加を促すため、教養・生活文化・レクリエーション等、喜びと生きがいを広げる学習と健康者の交流により、障害者の住みよい社会づくりを目指す。また、公民館まつり事業等を実施し、グループ相互の交流と地域住民の交流を促進することにより、地域の活性化及び公民館活動の振興を図る。	
			7	新	みんなの尼崎大学事業費	1	生涯、学習1 推進課	市民等の学びや活動を新たな活動につなげるための支援として、聴力障害等のための代筆のボランティアであるノートテイクボランティア養成講座を実施する。(ノートテイクボランティア養成講座)	
		個人の単発の学びに終わらないよう、交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が、自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	1		みんなの尼崎大学事業費	1	生涯、学習1 推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。	
			2		親子ボランティア体験学習事業費	2	社会教育課	親子がともに学習し、その知識を活用したボランティア活動を行うことで、社会貢献活動への参加意識を醸成することとし、学習の成果を活かした人づくりを推進する。(平成30年度事業終了)	
			3		生涯学習推進事業費	2	生涯、学習1 推進課	生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。	
			4		社会教育・地域力創生事業費	2	生涯、学習1 推進課	地域社会で生活していく上で生じる様々な地域課題や現代社会において、社会問題化している課題等に焦点をあてた事業及び多様化する市民の学習ニーズや学びを通じた仲間づくりなどを促す地域お出かけ事業等の実施により、地域を支える人材を育成するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく。	
			学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	1		学社連携推進事業費	2	社会教育課 学び支援課	学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたちへ還元する機会の創出を図る。
				2		トライやる・ウィーク推進事業費	3	学校教育課	地域の事業所等を活動場所として、班単位(1班2〜6人)でさまざまな体験活動(農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等)を行う。 対象：市立中学校・あまよう特別支援学校 18校 期間：9月、11月を中心とし、1校あたり5日
				3		ティーンズミーティング開催事業費	4	こども政策課	条例の理念である「子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支える」ために、当事者である子ども同士の話し合いを通じて、思い・考えを聴き、必要に応じ、子ども関連事業の構築等につなげるとともに、地域住民等が、今の子どもの育ちに関心をもち、関わる可能性を高めることを目的としている。
		4		新	支え合いの人づくり支援事業費	6	福祉課	高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。(支え合いを育む人づくり支援事業)	
		地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に主体的に取り組むことを推進する。	1		社会福祉関係団体補助金	6	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。	
			2		あまがさきチャレンジまちなり事業費	1	協働推進課	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するとともに、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。	
			3	新	支え合いの人づくり支援事業費	6	福祉課	新たな地域福祉活動の担い手を育むことを目的として、市の関係各課が他団体と共催し、福祉に関する講座等を行う場合の経費等の一部を支出する。(福祉課題の解決に向けた体系的な学びの場支援)	
			4	新	自発的活動支援事業	8	障害福祉政策担当	障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。	
			5	新	救急業務体制充実強化(救急救命士の質的向上)事業	11	救急課	高齢化の進展に伴って、救急需要は複雑多様化かつ増加している中、予防救急の推進及び救急業務の質の向上を図り、高齢者等を支える様々な地域の関係機関・団体とのより一層の連携に取り組むため、救急救命士や救急隊員への指導者となる指導救命士を養成する。	
		5 【評価指標 地域福祉計画 概要版P18掲載事業】 みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。	
			2		みんなの尼崎大学事業費	1	生涯、学習1 推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。	
		2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーク・サーブ(SNS)などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。	1		市民活動情報発信事業費	1	協働推進課	市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることが出来る機能を有するポータルサイトを設ける。
				2		市のホームページ、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などでの情報発信		各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。
			1		社会福祉関係団体補助金	6	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。	
3			【評価指標 地域福祉計画概要版P18掲載事業】 市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちなり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	1		あまがさきチャレンジまちなり事業費	1	協働推進課	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。
「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人に対しては、その人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	1		生活支援サポーター養成事業費	7	介護保険事業担当	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。			
	2		社会福祉関係団体補助金	6	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。			
(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成	地域の活動をすなわち中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
		1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
		1		自治のまちなり条例推進事業費	1	生涯、学習1 推進課	市民、事業者、行政等まちなりに関わる者の基本的な役割等の内容を盛り込んだ「尼崎市自治のまちなり条例」一つのツールとし、広く自治や協働に関する意識醸成を図るための取組を進めたい。		
		2		みんなの尼崎大学事業費	1	生涯、学習1 推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。		
		3		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
		1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。	1		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。			
	2		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎子ども子育て支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。			

令和元年度 第3期「あまがさき地域福祉計画」関連事業一覧(平成30年度事業)

基本目標	展開方向	方向性	No.	H30新規	関連事業(市の取り組み)中事業名	後期計画実施No.	H31所属	業務内容
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1) 地域を支えるネットワークづくり	1 地域を支える重層的なネットワークの構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携しながら取り組む。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくに当たり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等と結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		地域振興体制の再構築関係事業費	1	協働推進課	地域振興体制の再構築に向けて、地域発意の取組が広がる環境づくり、地域を支える新たな体制づくり、地域と交流の場づくりなどを行う。
		2 身近に感じる圏域において地域住民が自主的に「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを継続的に話し合う場の構築を支援する。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
		3 地域の人々の学びやスキルを發揮して学校を支援する活動が進むことで、地域住民、団体のつながりづくりを進める。	1		学社連携推進事業費	2	社会教育課	学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しくみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。
			1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
(2) 地域での見守り・支え合いの充実	1 【評価指標 地域福祉計画 第3期P18掲載事業】 訪問型の高齢者等に見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔が見える関係づくり(仲間づくり)や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り、支え合いを進める。	1		尼崎市高齢者等見守り安心事業費	7	福祉課	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。	
		2		高齢者ふれあいサロン運営費補助金	7	高齢介護課	介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。	
		3		介護予防事業費	7	包括支援担当	身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。	
		4		緊急通報システム普及促進等事業費	7	高齢介護課	ひとり暮らしの高齢者等に対して、外部に急病や事故等の発生を知らせ援助を要請するための通報機器や通報用ペンダントを支え合い活動で推進する。緊急時に、この通報機器や通報用ペンダントのボタンを押すと、24時間体制の緊急通報受信センターに連絡ができ、状況に応じて、協力員及び受信センター職員の出動を要請する。	
		5		認知症対策推進事業費	7	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するため、①ハフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰来困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。	
		2 子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくに当たり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等と結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4		子育てサークル育成事業費	4	こども福祉課	子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
			5		あまがさきキッズサポート支援事業費	4	こども福祉課	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場(つどいの広場)を設置する。
		3 地域の様々な居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取り組みを進める。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくに当たり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等と結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4		地域高齢者福祉活動推進事業費	6	福祉課	尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。
			2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
(3) 多様な手法による地域福祉活動の推進	1 ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の活動の情報提供を充実させる。	1		市民活動情報発信事業費	1	協働推進課	市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、市民活動団体相互の交流を図る。	
		2		市のホームページ、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などの情報発信		各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。	
	2 活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取り組みを進める市社会福祉協議会支部事務局ボランティアセンターの取り組みを支援する。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。	
		2		ファミリーサポートセンター運営事業費	4	こども福祉課	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児を受けた人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支え合いによる子育て支援を推進する。	
	3 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。	
		2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るに当たり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。	
		3		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくに当たり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等と結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。	
		4	新	自発的活動支援事業	8	障害福祉政策担当	障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。	
	4 先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。	1		市民提案型制度推進事業費	1	協働推進課	市民等の市政参画を推進し、政策提案機会の拡大を図る市民提案型の各制度(提案型事業委託制度、提案型協働事業制度)を実施する。	
		2		市報、市HPの活用による情報発信		各担当課	地域の活動を市のホームページ、Facebook等で情報を発信する。	

令和元年度 第3期「あまがさき地域福祉計画」関連事業一覧(平成30年度事業)

基本目標	展開方向	方向性	No.	H30新規	関連事業(市の取り組み)中事業名	後期計画実施No.	H31所属	業務内容		
		5 市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進などによる地域活動への参加促進に取り組む。	1		ワークライフバランスにかかる職員研修					
			2		市民運動推進事業費	1	協働推進課	市民の創意と参加によって明るく住みよく豊かなまちを目指すため、市民運動を総合的に推進し、尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例をもとに、市民運動推進委員会、市民運動各地区推進協議会事業への支援及び10万人わがまちクリーン運動を実施する。		
			6 【評価指標 地域福祉計画 概要版P18掲載事業】 ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っている環境を進めるための支援策を検討する。	1		ソーシャルビジネス支援推進事業費	13	経済活性化課	地域社会における多種多様な社会課題を、ビジネスの手法によって解決しようとするソーシャルビジネスを振興するため、支援体制づくりや普及啓発等に取り組む。	
				2		創業支援事業費	13	経済活性化課	(公財)尼崎地域産業活性化機構が運営する尼崎創業支援オフィスアビース及び人材育成セミナー等の経費の一部を補助する。また、創業を希望する人や創業後間もない人に対して、創業塾等の講座を開催する。	
				3			13	地域産業課	指定の賃貸オフィスビル(エリックビル)に入居する創業から間もない事業者(開業から5年未満)の事業安定化や拡大を支援する。	
		(4) 社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進		1 社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。	1		社会福祉法人指導監査等事業費	17	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。
					1		みんなの尼崎大学事業費	1	生涯、学習！推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。
				2 社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みが幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。	2		市民活動情報発信事業費	1	協働推進課	市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、市民活動団体相互の交流を図る。
					1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
				3 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。	2		生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
					3		地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
4					市民提案型制度推進事業費	1	協働推進課	市民等の市政参画を推進し、政策提案機会の拡大を図る市民提案型の各制度(提案型事業委託制度、提案型協働事業制度)を実施する。		
1					地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
2					生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。		
3					地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。		
3 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実	1 市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。	1		市政出前講座、市報、市のホームページ など		各担当課	市政出前講座や市のホームページ等で各相談窓口について周知している。		
			2 【評価指標 地域福祉計画 概要版P18掲載事業】 「しごとくらサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。	1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。	
		2			地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
		3			生活支援サービス体制整備事業費	7	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。		
		4			地域社会の子育て機能向上支援事業費	4	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。		
		5			地域包括支援センター運営事業費	7	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。		
		3 民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
			2		認知症対策推進事業費	7	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を見出し関係機関が身元を捜しやす仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。		
			3		在宅医療・介護連携推進事業費	7	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。		
			4		障害者(児)相談支援事業費	8	障害福祉政策担当	○障害者相談支援事業 障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などから相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○障害児等療育支援事業 在宅の障害者(児)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支える療育機能との重層的な連携を図る。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。		
		5		子ども家庭相談支援体制整備事業費	4	こども教育支援課	就学後のいじめ、不登校、非行など要支援の子どもを早期発見、初期段階対応を重視したケースマネジメントシステムを導入し、既存の要保護児童対応システムとも連携して、適切な支援を実施するため、ソーシャルワーカー等を配置するとともに、スーパーバイザー体制を充実する。			
6		民生児童協力委員関係事業費	6	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。					
7		民生児童委員関係事業費	6	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。					
8		精神保健事業費	10	疾病対策課	精神疾患の早期治療・早期対応のために啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な日常生活の指導や支援を行う。 ①「精神保健相談連絡票」で情報提供された人への対応を強化し、早期受診・早期支援につなげる。 ② 自殺対策強化事業の拡充 ③ 措置入院患者等継続支援体制の確立及び入院患者の退院支援の充実。					
9		母子保健相談指導事業費	4	健康増進課	①「女性の健康支援事業」女性が自分の健康状態に応じ、的確に自己管理できるように健康教育や健康相談を実施する。 ②「子どもの健康づくり事業」子どもの成長発達を促進し、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。					
10		こんにちは赤ちゃん事業費	4	健康増進課	子育て支援の入り口として、乳児のいるすべての家庭を、生後概ね2か月以内に訪問員が訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供し、子育ての不安や育児負担の軽減をはかる。					
11		育児支援専門員派遣事業費	4	健康増進課	児童虐待の発生予防のため、出産後まもない時期に養育力が不足している家庭に育児支援専門員を派遣し、養育者の心身の負担を軽減する。					

令和元年度 第3期「あまがさき地域福祉計画」関連事業一覧(平成30年度事業)

基本目標	展開方向	方向性	No.	H30新規	関連事業(市の取り組み)中事業名	後期計画実施No.	H31所属	業務内容		
		市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につながるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。	1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。		
			2		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
			1		生活困窮者等就労準備支援事業費	9	北部保健福祉管理課	直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせた計画の支援を行う。		
			2		障害者就労支援事業費	8	障害福祉政策担当	○障害者就労支援事業 就労に関する相談その他必要な支援を行うことにより、就労の促進と安定した就労の継続を図るとともに、当該事業を効果的に実施するため、地域の関係機関等との連携強化及び社会資源の開発・改善に向けた取組等を行う。 ○障害者就労チャレンジ事業 一定期間、市の臨時的任用職員(「チャレンジャー」として)雇用し、就労実習の体験の場を提供することにより、就労意欲の高揚及び民間企業等への就労の促進を図る。 ○障害者就労施設等取組開拓事業 障害者就労施設等に係る工賃向上に向けて、物品等の取組開拓に向けた支援等を行う。		
		相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。	3		地域雇用・就労支援事業費	13	しごと支援課	ホームページ等により雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を提供するとともに、雇用・就労に関する一元的な相談窓口において、カウンセリング等を含めた専門相談や労働問題に関する相談を実施する。また、無料職業紹介事業を通じて個別で丁寧な雇用・就労マッチングに取り組む。		
			4		尼崎市シルバー人材センター等補助金	13	しごと支援課	高齢者の能力を活用することが出来る就業機会の増大及び福祉の増進を図るため、尼崎市シルバー人材センターに対して補助金を交付し、活動支援を行う。		
		家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られず、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。	1		生活困窮者学習支援事業費	9	北部保健福祉管理課	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯や生活困窮世帯に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援を行うとともに社会性や他者との関係性を育む。また、学習支援を利用した子どもの高校進学後の中退防止にも取り組む。		
			1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。		
		設置予定の子どもの育ちに係る支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を	1		子どもの育ち支援センターの機能検討事業(発達障害支援プレ事業)		発達相談支援課	平成31年度の尼崎市子どもの育ち支援センターの設置に向け、その準備事業として、就学前児童のコミュニケーションの取り方や支援者向けのベアトレーニングに関する研修の実施など、発達障害の理解を深めるため事業を実施する。		
			2		子どもの育ち支援センターの機能検討事業(職員研修)	4	支援センター企画課	令和元年度の尼崎市子どもの育ち支援センターの設置に向け、その準備事業として職員や関係機関職員等の人材育成を図るための各種研修事業を実施する。		
		専門機関における支援終了後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	1		生活困窮者自立相談支援事業費	9	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。		
			2		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。		
		② 権利擁護の推進		【評価指標 地域福祉計画 概要版P18掲載事業】 1 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDV被害の防止 2 早期発見に向け、広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め、市民等から通報があった場合については、関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努めます。	1		権利擁護推進事業費	6	北部福祉相談支援課	南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。
					2		成年後見制度利用支援事業費(高齢者等)	7	北部福祉相談支援課	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後見人の選任・活動を支援する。
3					成年後見制度利用支援事業費(障害者等)	8	北部福祉相談支援課	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で支障を来すケースがでてきている。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後見人の選任・活動を支援する。		
4					障害者虐待防止対策事業費	8	障害福祉政策担当	障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。		
5					配偶者等暴力に関する支援事業費	9	北部福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(平成24年4月策定)に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。		
保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。	1			新	権利擁護推進事業費	6	北部福祉相談支援課	南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。		
	1				社会福祉関係団体補助金	6	福祉課	成年後見制度までは至らない認知症高齢者、知的障害者等の判断能力の不十分な者が、地域において自立し安心して生活が送れるよう、市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業(金銭管理や相談支援等)に対する事業の経費の一部(支援員にかかる経費)を補助する。		
	1				尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	4	子ども総合相談担当	児童虐待防止法および児童福祉法の改正を踏まえ、平成18年度12月末に「尼崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等要保護児童の早期発見・早期対応などを図るため定期的に実務者会等会議を実施し児童関連機関が情報交換・共有し、支援方法を検討する。		
	2				権利擁護推進事業費	6	北部福祉相談支援課	南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。		
	3				成年後見制度利用支援事業費(高齢者等)	7	北部福祉相談支援課	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後見人の選任・活動を支援する。		
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。	1				差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	8	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。		
	1				差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	8	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。		
	2				配偶者等暴力に関する支援事業費	9	北部福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(平成24年4月策定)に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。		

令和元年度 第3期「あまがさき地域福祉計画」関連事業一覧(平成30年度事業)

基本目標	展開方向	方向性	No.	H30新規	関連事業(市の取り組み)中事業名	後期計画施策No.	H31所属	業務内容			
(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	1	市の関係各課が連携しながら、福祉事業者を行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談に対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。	1		社会福祉法人指導監査等事業費	17	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。			
			2		【評価指標 地域福祉計画 概要版P18掲載事業】障害のある市民や外国人市民など意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。	1	外国語のできる職員応援派遣制度		文化振興担当(課)	外国語のできる職員を登録し、日本語が出来ない市民が来庁されたときに必要に応じて派遣する。	
			2		市報、市HPの活用による情報発信				各担当課		
			3		多文化共生社会推進事業	5	ダイバーシティ推進課		お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国人市民が安心して安心して快適に生活や行動ができる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるため、外国人市民の実態把握や調査研究を行う。		
			3	障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	1		意思疎通支援事業費	8	障害福祉政策担当	聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。	
					2	新	手話言語普及啓発事業	8	障害福祉政策担当	尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。	
					3		差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	8	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。	
			4	個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、法令等の規定に基づき適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法を検討する。	1		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。	
					1		在宅医療・介護連携推進事業費	7	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議会にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。	
			(4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	1	避難行動要援護者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。	1		災害時要援護者支援事業費	11	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要援護者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要援護者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
						2		地域福祉推進事業費	6	福祉課	「あまがさき地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
						3		地域の防災力向上事業費	11	危機管理安全局企画管理課	災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。
						4		防災対策等事業費	11	災害対策課	防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、尼崎市防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。
						5		防災対策等事業費	11	災害対策課	尼崎市防災総合訓練をはじめとする、各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導板の設置などにより、防災体制の充実を図る。
						2	指針をもとに平常時から避難行動要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難指導等の避難行動要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	1		災害時要援護者支援事業費	11
2		地域の防災力向上事業費						11	危機管理安全局企画管理課	災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。	
3		防災対策等事業費						11	災害対策課	防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、尼崎市防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。	
4		防災対策等事業費						11	災害対策課	尼崎市防災総合訓練をはじめとする各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導板の設置などにより、防災体制の充実を図る。	
3	社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力を要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。	1					災害時要援護者支援事業費	11	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要援護者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要援護者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。	
		2					災害時要援護者支援事業費	11	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要援護者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要援護者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。	
(5) 安全・安心に暮らせる環境整備	1	インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。				1		消費生活安全推進事業費	12	消費生活センター・計量担当	消費者被害の未然防止及び救済事業として、消費生活相談事業を実施する。
						2		消費者行政活性化事業費	12	消費生活センター・計量担当	消費者行政活性化事業補助金を活用して、各種啓発事業を実施し、消費者被害の未然防止を図る。
						3		「子ども安全・安心・便利」情報提供事業費	4	子ども福祉課	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
						2	防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。	1		街頭犯罪防止事業費	12
			1		街頭犯罪防止事業費			12	生活安全課	ひったくりの撲滅及び自転車盗難の防止に向けた各種事業を実施する。(主な事業内容)・可動式防犯カメラ設置運用・街頭犯罪防止実践啓発事業・民間カメラ活用事業等	
			4	快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。	1		駅周辺放置自転車対策事業費	12	放置自転車対策担当	放置自転車の撤去や市内に12箇所ある尼崎市立自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者による管理運営を行う。	
					2		分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	16	住宅政策課	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を補助することにより、地域における良好な住宅ストックとして、高齢期に適した住宅の整備、住環境の向上を促進する。	
					3		市営住宅建替等事業市営住宅エレベーター設置事業		住宅整備担当	市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、エレベーターが設置されている住棟への建替えや、新耐震基準に適合する片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進める。	

